



Title	インドの土地改革と農業構造の変化
Author(s)	浜口, 恒夫
Citation	大阪外国語大学学報. 1968, 20, p. 89-133
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80328
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

インドの土地改革と農業構造の変化

浜 口 恒 夫

Tenurial and Structural Changes in Indian Agriculture, with Special Reference to the Effects of Land Reforms

Tsuneo Hamaguchi

It will be needless here to give a full detail of the necessity and importance of land reforms in newly independent India not only for their impact on agricultural development but for the influence they exert on the lives of the rural population. The Third Five Year Plan describes the objects of land reform programmes in the following words.

“The first is to remove such impediments to increase in agricultural production as arise from the agrarian structure inherited from the past. This should help to create conditions for evolving as speedily as possible an agricultural economy with high levels of efficiency and productivity. The second object, which is closely related to the first, is to eliminate all elements of exploitation and social injustice within the agrarian system, to provide security for the tiller of soil, and assure equality of status and opportunity to all sections of the rural population.”

The post-independence history of land reforms carried out by the State Governments under the well-known slogan of ‘Land to the Tillers of the Soil’ can be broadly divided into three phases with respect to the principal measures. The first phase started immediately after 1947 with the enactment for the abolition of intermediaries, implementation of which was almost completed by the end of the First Five Year Plan. During the second phase from the year 1953 many States enacted and implemented the measure of tenancy reforms. And the third phase started from 1955 when Punjab (including PEPSU) and West Bengal imposed ceiling on existing holdings. But in other States barring Jammu and Kashmir this measure was seriously delayed and it was not until 1961 that legislation for ceiling on existing holdings was enacted in all of the States.

This article concentrates on the study of the effects of above-mentioned land reforms on the tenurial and structural aspects of Indian agriculture and also on the class structure of rural society, which I think is rather a neglected approach in the land reform

studies hitherto. In the first chapter I will discuss the relationship between the abolition of intermediaries and the change in land ownership relations, and the nature of rights which tenants have acquired as a result of coming into direct relation with the state. The second chapter deals with the effects of tenancy reforms and makes it clear that in spite of the decrease in tenanted area, existing tenancy problems are aggravating, assuming the forms of 'informal tenancy' and sharecropping system. The third chapter is related to the progress of ceiling legislation and its impact, especially brought about by the evasion, on the size class distribution of cultivated holdings and the method of cultivation. Thus, will be made clear the limitation of the land reforms policy of the Congress Government and the nature of the agrarian problems in India today.

は　じ　め　に

独立後のインドの自立的国民経済の形成と農村社会の民主化の課題に徴して土地改革のもつ重要性はここで總説するまでもないであろう。インド政府は第3次5カ年計画において土地改革の目的をつぎのように述べている。「第1の目的は過去の遺産として継承した農業構造から生起する増産の阻害要因を除去することである。これによって効率と生産性の高い農業経済を早急に現出する条件が作り出されるはずである。第2の目的は、第1の目的と密接な関連をもつものであるが、農業制度のなかの搾取と社会的不公正の要素を取り除き、土地耕作者を保護し、あらゆる層の農村人口に地位と機会の均等を確保することである。」そして土地改革後のインド農業には土地の所有と耕作が完全に一致した農民的土地所有すなわち自作農の創設がうたわれている。

1947年に政権の座に就くや国民会議派は州政府の権限のもとに一連の土地改革に乗り出した。その具体的な内容は州により、同一州内でも地域によって異なるため複雑をきわめ、また実施時期もばらばらなので、全体として包括的に捉えることは困難であるが、主要な改革措置によって段階区分を画すならば、まず第1段階は独立直後から立法化が着手され、1950年代に入って多くの州（中間介在者制度地域）で実施され、ほぼ第1次5カ年計画中に完了した中間介在者制度の廃止、第2段階は地域によっては第1段階と並行するが、とくに1953年以降の時期に集中している小作制度の改革、第3段階はすでに独立当初から原則的には承認されていたが、第2次5カ年計画で一層具体化され、1959年の国民会議派ナーグプル大会で再度強調されたあと、大部分の州で1960年から1961年にかけて立法化を終えた既有地に対する最高保有限度の設定措置である。そしてほかに耕地の交換分合、細分化の禁止、土地寄進運動、農業経営の協同化も土地改革の一環として実施されている。

本稿の目的は、上述の主要な改革措置が直接的ないし間接的にインド農業の生産構造と農村の階級構成にどのような変化をもたらしたかを明らかにして、土地改革後の農業問題と農村の階級矛盾の性格を追究する手掛りをつかもうとするものである。なお、資料の制約から、ここでの考察は主として独立時から1961年までの時期に限定されている。

第 1 章 中間介在者制度の廃止と土地所有構造

〔1〕 土地所有構造の変化

土地改革のいくつかの主要な措置のなかでも中間介在者制度の廃止は1950年代末までにほとんどすべて完了されている。たとえば、インド政府計画委員会はつぎのように述べている。

「ザミーンダーリー (Zamindari), ジャーギール (Jagir), イナム (Inam) などの中間介在者制度は国の面積の40%以上をしめていたが、ほとんどすべて廃止された。……中間介在制度の廃止で封建遺制は除去され、2000万人と推定される多数の小作農が国家との直接関係に入った。……かなりの面積の森林地や可耕荒無地も多くの州で政府に帰属した。」^①

中間介在者制度廃止の実施状況をさらに詳しく示すならば、第1表のとおりで、インドの主要17州(州再編成前)の総面積7億1960万エーカーのうち47%をしめる3億4063万エーカーが中間介在者制度地域であったが、すでに1956年までに総面積の43%、中間介在者制度下の面積の90%に相当する地域で廃止法が実施されている。そしてその後もアーンドラ (1956, 1957年), カッチ(1958年), ラージャスターンのザミーンダーリー地域 (1959年) などで廃止法が追加して施行されており、その他の州での法制定ずみで未施行であった地域における実績も合せると中間介在者制度はほぼ完全に廃止されたと考えることができる。

一般に中間介在者と総称される階層^②は、その領有する土地に対してもつ権利によって名称も性格も異なるが、土地所有権と徴税権を主な基準として大別するならば、第1に政府に地租納入の義務を負うとの条件で土地所有権を与えられているザミーンダール型中間介在者、第2に地租徴集権と地租の一部分ないし全部を費消する権利はもつが土地所有権を主張できないハイデラーバード、サウラーシュトラ、ボンベイの一部地域のジャーギールダール、第3に地租徴集権と同時に土地所有権をも併せてもつ、その他の旧藩王国諸州のジャーギールダール、第4に土地所有権をもち多くの場合地租納入の義務も負わない、アーンドラ、ボンベイ、ケーララ、マドラーズ、マイソールやその他の旧藩王国諸州に散在するイナムダール型中間介在者に分かれる。こうした中間介在者層の性格からすれば、この層を排除して耕作農民を国家との直接関係におく中間介在者制度の廃止措置に共通した特徴は、まず地租制度の改革、すなわちすでに非中間介在者制度地域で行なわれていたライヤトワリー (Raiyatwari) 制度を導入して、インド全域に統一的な地租制度をしいたことである。したがって、制度としての中間介在者の廃止はそのまま地租制度としてのライヤトワリー拡張の直接の指標となることはいうまでもないが、土地所有構造にもたらす影響はけっして一様ではない。上述の4つの型の中間介在者のうち、第2にあげた型のジャーギールダールの排除はもっぱら徴税機構ないし行政機構の改革であって、土地所有構造にはなんの変化も生み出しえないことは自明である。事実、旧バイデラーバード州では「国家のなかの国家」として全州の35%をしめていたジャーギール地の支配者ジャーギールダールは、廃止法 (Hyderabad Abolition of Jagirs Regulation, 1949) の施行によって従来行使していた徴税権のみでなく行政、司法、警察権も失ってしまったが、第2表が示すように現実の土地所有者であるパッターダール (Pattadar) と小作農の関係はまったく不変であった^③。

一方、同じジャーギールダリー廃止でも、第3の型のジャーギールダールを対象とするラージャスターンの場合には様相はちがってくる。この州（アジメールを含む）では土地改革前の全保有地面積の40%が政府直轄地（Khalsa）で、45%がジャーギールダリー、15%がザミンダリー（ビスヴェダリー Biswedariを含む）であったが、ジャーギールダールは徴税権のみでなく土地所有権も行使していたために、その支配下にある耕作農民はハイデラーバードのパッターダールとは異なり随意小作農に近い条件に耐えねばならなかった。したがって、廃止法（Rajasthan Land Reforms and Resumption of Jagirs Act, 1952; Ajmer Abolition of Intermediaries and Land Reforms Act, 1955）の施行に際してはジャーギールダール側からの強い抵抗と圧力があり、年間収入5000ルピー未満のジャーギールダールに対する廃止法適用免除、自耕地所有、自耕地のないジャーギールダールへの未入植政府地の分配、補償金に加えて更生贈与金の供与など多大の譲歩がなされたのである⁽⁴⁾。その後ザミンダリー廃止法（Rajasthan Zamindari and Biswedari Abolition Act, 1959）も施行され、その結果旧中間介在者はもとの所有地の8%をしめる自耕地所有者の地位に低落し、自耕地以外の小作農は政府との直接関係に入って旧中間介在者と同様に自動的に土地所有者カテーダール（Kha-tedar）に転化した⁽⁵⁾。

ザミンダール型中間介在者の所有地が支配的な旧英領インドの西ベンガル、ビハール、ウッタル・プラデーシュ、マディヤ・プラデーシュ（再編成前）の諸州では土地所有構造の変化は一層顕著である。ここでは資料の制約から、とりわけ変化の大きいウッタル・プラデーシュの改革実績を考察しておこう。この州では土地改革前の農村地域はほとんどすべてザミンダールの所有地で、そのうち17%（抽出調査では20%）が自耕地であった。その他の面積は第3表のとおり各種の権利を有する「準所有者」⁽⁶⁾および各種の権利をもつ小作農が保有していたのである。ザミンダリー廃止法（Uttar Pradesh Zamindari Abolition and Land Reforms Act, 1950）は1952年に施行され、その結果土地制度は、私的所有権のブーミダリー（Bhumidhari）、政府地占有権のシールダリー（Sirdari）、下級小作権のアサーミー（Asami）の3形態に簡素化され、全保有地にしめる比率は第4表のように、それぞれ33%、66%、1%となった。ブーミダリー地は所有権の取得経路によって、旧ザミンダールの自耕地（森林地を含む）のしめる45%と旧小作農が小作料の10倍（分割払いで12倍）の金額を支払って購入した面積55%からなるので⁽⁷⁾、土地改革後の旧ザミンダールの自耕地は全保有地の15%となり、その他の面積について、ごくわずかのアサーミー地を除き、旧小作農が土地所有者（ブーミダル）あるいはそれに準ずる地位のシールダールに上昇している⁽⁸⁾。

ところで、中間介在者制度の廃止前後の土地所有構造の変化を全国について厳密に捉えうるデータは存在しないが、第1次農業労働調査（1950—51年度実施）と1961年センサス（家計経済表）とは調査目的と規模は異なるが、いずれも家計を調査単位とする抽出調査方法に依拠し、ほぼ同一の、しかも他の統計資料に比べてインドの土地所有構造の実態把握にもっとも適した概念規定を採用しているので⁽⁹⁾、両調査の結果を比較してみよう。まず第1次農業労働調査によれば、1950—51年度の農村家計10万3548戸の職業構成は第5表のとおりで、土地所有については全国平均で

農地所有者24.9%、小作農24.6%と両者はほとんど同率にあり、州に対する加重平均値ではそれぞれ22.2%、27.2%となって小作農の比率が農地所有者を凌駕していた。そしてさらに州別にみると、ビハール、マディヤ・プラデーシュ、ウッタル・プラデーシュ、西ベンガール、ラージャスターン・アジメールの諸州では小作農比率が圧倒的な高さを示していた。同様の傾向は、耕地保有の権利内容別面積分布（第6表）によっても確認でき、全国平均で耕地面積の56.8%が所有地、41.3%が小作地、1.9%が無料借地となっていた。これらの数値は土地改革前のインド農業において地主・小作関係がいかに大きな比重をもっていたかを端的に物語っている。

これを1961年センサス・データと比較してみると、兩年間の土地所有構造の変化をはっきり読みとることができる。第7表は同センサスの家計経済表データから農村地域の1370万7407戸の職業構成を示したものであるが、第1次農業労働調査と比較するために、家計経済表から算出した耕作農家（家内工業兼業農家を含む）938万5831戸の耕地保有の権利内容別構成比（第8表）を基礎にして、農村家計全体に対してしめる耕作農家の内部構成比を割出すと、全国平均で所有地耕作者52.7%（専業農家のみについては47.9%）、純小作農5.2%（同じく4.8%）、混合小作農10.6%（同じく9.7%）である⁽¹⁰⁾。かくて農民層範疇はいくぶん異なるが、農村家計全体にしめる農地所有者（所有地耕作者）は1950—51年度の24.9%から1961年には過半数に達し、そしてさらに耕地保有の権利内容別面積分布を示す第6表と第8表を比較してみても、所有地比率は1950—51年度の56.8%から1961年には77.6%に上昇している。州別の比較には兩年間に言語別州再編成が行なわれているのでやや正確さを欠くことになるが、1950—51年度において小作地比率が圧倒的であった諸州の変化は顕著である。すなわち、ビハールの所有地比率は10.8%から67.8%へ、西ベンガールでは22.3%から65.1%、ウッタル・プラデーシュでは21.5%から91.4%、ラージャスターンでは42.7%（アジメール36.0%）から89.0%へと著増を示している。第1表によれば、これらの州はいずれも中間介在者制度が支配的であった地域であり、その廃止の影響が明白な形であらわれている。なお、同表において中間介在者制度下の面積比率が比較的高い州でも、たとえばハイデラーバード、マディヤ・バーラト、ヴィンディヤ・プラデーシュ、オリッサなどで、小作地比率がそれに対応しておらず、したがって変化の幅も小さいのは、統計上の誤差を別にすれば、すでに指摘したような中間介在者の土地に対して行使する権利と土地経営の性格のちがいであるものと考えられる。

以上の考察から明らかなように、中間介在者制度の廃止は、ハイデラーバードなど若干地域のジャーギールダリー廃止を例外として、地域によって程度の差はあれ、かなりの規模で土地所有構造に変化をもたらしている。しかしすでに脚注(10)でふれておいたような第1次農業労働調査および1961年センサスの農民層範疇における「農地所有者」ないし「所有地耕作者」の特殊性からすれば、所有地比率のこうした上昇をもって、ただちに耕作農民への土地解放が実現し、土地の所有と耕作の分離の問題が解消したと考えるのは早計といわねばならない。次節では、中間介在者制度の廃止によって農村の階級構成でいえばどの層の農民に、いかなる権利が与えられたかを検討しよう。

〔 2 〕 土地所有権移転の規模と性格

中間介在者制度の廃止の結果、中間介在者は国家が有償収用した土地について徴税権もしくは所有権を失ったが、自耕地（Sir, Khas, Khudkasht, Nijjot, Gharkhed など）所有の権利は侵害されなかった。のみならず、ウツタル・プラデーシュ、西ベンガル、デリー以外の諸州では「自己耕作」（personal cultivation）⁽¹¹⁾を理由とする場合一定限度内で小作地の取戻しが合法化されている。したがって、小作農への土地所有権移転の規模は中間介在者がどの程度の面積の自耕地を留保したかによってまず制約をうける。この点に関しては信頼しうるデータは皆無で、廃止法実施前との厳密な比較も不可能であるが、若干州の断片的な資料によれば、改革後の旧中間介在者の自耕地面積はウツタル・プラデーシュではザミンダーリー地域4493万エーカーの15%に相当する680万エーカー、ビハールでは永代ザミンダーリー地域3870万エーカーのうち4%の165万エーカー、ラージャスターンでは中間介在者制度地域4960万エーカーの8%に当たる410万エーカー、サウラーシュトラでは中間介在者制度地域369万エーカーのうち31%の114万エーカーである⁽¹²⁾。この自耕地のなかに小作地取戻しの面積がどれだけ含まれているかは不明であるが、ウツタル・プラデーシュではすでにザミンダーリー廃止法定に先立つ10年間に全保有地の2.37%に相当する100万エーカー以上の小作地で小作農の追立てが行なわれ、廃止法によって小作地取戻しは禁止されているにもかかわらず、その後の10年間に抽出村の全保有地の1.5%の小作地が旧ザミンダールによって取戻されている⁽¹³⁾。このような中間介在者制度の廃止を予想した小作地の取戻しは、独立前において小作法の保護をうけていた上層の永代的、世襲的占有小作農さえも免かれえず、この層の農民の土地所有権獲得に対する強い要求が当時の農民運動の重要な支柱となっていたのである⁽¹⁴⁾。また小作地取戻しを一定の制限を付して合法化している州では小作農追立ては一層激しく、たとえばサウラーシュトラでは旧中間介在者が留保した自耕地の25%に及ぶ28万エーカーが小作地を取戻した面積である⁽¹⁵⁾。

ところで、中間介在者の土地に対する権利と同様に土地所有の規模と経営の性格も改革前には大きな格差があった。このことは、ウツタル・プラデーシュにおけるザミンダールの土地所有の規模別分布を示す第9表をみれば歴然となる。すなわち、5エーカー未満の規模に66%のザミンダールが属しているにもかかわらず、その所有地面積は全体の5%にも満たないが、他方では50エーカー以上の規模の7%弱のザミンダールが所有する面積は約70%にも達している。そして自明のことながら、この自耕地はかならずしも自作地を意味せず、1947年時には年間納入地租額250.00ルピーを境として、小ザミンダールの自耕地にしめる小作地比率は13%であったが、大ザミンダールの自耕地については25%の高さであった⁽¹⁶⁾。こうしたザミンダール所有地の分布構造からすれば、中間介在者制度の廃止で、有償であるとはいえ多くの所有地の収用をうけ、社会的経済的地位の下落を余儀なくされたのは比較的少数の大土地所有の中間介在者であったと考えることができる。そして大部分の中間介在者が留保した自耕地の小作農はほとんどが随意小作農や分益小作農であったが、中間介在者制度廃止法の適用はうけず、その改革は別に小作立法を待たねばならなかったのである。

一方、中間介在者制度の廃止で政府との直接関係に入った小作農は約2000万人と推定され、1961年センサスの耕作者（農業働業者は含まれない）総数9951万人の約20%に相当するが、この数字によってもなお当該地域のあらゆる層の小作農を包摂しえないことはいうまでもない。一体、土地改革前のインド農業における土地所有構造は、18世紀末以降にイギリスの植民地支配と搾取奪のもとに農村社会に商品経済が急速に浸透し土地の商品化が普遍化した結果、新たに導入された土地所有制度ないし徴税機構の法的形態のいかんに関係なく農民層の分化・分解が進行したのであるが、それがまさに停滞的な植民地経済の矛盾を体現した分化・分解であったがために、国家と現実の耕作農民との間に各種の中間搾取層をかかえこんだ土地所有関係の重層化（subinf-eudation）を現出していた。その実態は地域的に商品経済の浸透度によって異なるが、前節第3表のウツタル・プラデーシュの場合も、土地に対する権利を主張しえないため表には含まれていない分益小作農や農業働業者の存在を考慮に入れるならば、部分的にはかなりの層の重層化を推定することができる。この点についてもっとも典型的な事例として度々言及される西ベンガルにおいては、独立前のベンガル地租委員会の報告（1940年）によれば、ザミンダールが政府に納入すべき定額地租が低く、そのしたの法定小作農（ライヤト）は小作立法によって保護され小作料も低率となって中間地主化し、他方では世襲ライヤトは没落して分益小作農として過重な小作料を負担するという変化が進行して、ザミンダールと現実の耕作農民との間に想像を絶するほどの利権層が生じている事実が指摘されている⁽¹⁷⁾。

したがって、中間介在者制度廃止法がどの層を「中間介在者」と規定するかによって、この改革措置の受益層もちがってくるのであるが、州ごとに立法内容を調べてみると、ザミンダールと小作農の間に介在するテーケーダール（Thekedar）、副所有者、下級所有者、永代保有権所持者など「準所有者」をも中間介在者とみなし、分益小作農を除く非占有小作農などの下層小作農までが政府との直接関係に入ったウツタル・プラデーシュ、ザミンダール小作農（ライヤト）下の又小作農（下級ライヤト）、あるいはさらに下級ライヤトの小作農という関係がある場合（分益小作農は法律上は小作農の扱いをうけない）、その上位に立つ層をも中間介在者と規定している西ベンガル、その他デリー、トリプラ以外の諸州では政府との直接関係に入ったのはほとんど当該地域の小作関係で最上位にあった小作農である。とくに極端な事例は、グジャラート（サウラーシュトラは含まれない）、マハーラーシュトラ、マイソール（イナム地）の中間介在者制度廃止の場合で、ここで政府との直接関係に入ったのはどの層の小作農でもなく中間介在者自身なのであった。なお、こうした改革過程で有償を原則としたのは、ウツタル・プラデーシュ、マハーラーシュトラ、グジャラート、サウラーシュトラ（ギラスダールー Girasdari地）、マイソール、デリー、ヒマーチャル・プラデーシュである。かくて、中間介在者制度廃止の利益を享受しえたのは主として上層小作農で、下層の小作農、とくに随意小作農や分益小作農の大部分はその埒外におかれ、ましてや農村の階級構成で最下層をなす農業労働者についてはいわずもがなのことである⁽¹⁸⁾。

さて政府との直接関係に入った小作農はどのような権利を取得したのであろうか。このような

疑問が残るのは、「直接関係」という表現はさきにも指摘しておいたように地租制度としてのライヤトワリーの特質を示すものであって、直接関係に入った小作農のすべてが土地所有権を取得したことを意味しないからである。第10表は中間介在者制度廃止に伴う土地所有権の移転がほぼ完了した時期の農業労働者を除く全農家を所有地耕作者、小作農、非耕作地主の構成比で示したものであるが全農家の72.37%をしめている所有地耕作者をさらに土地に対する権利内容別にみると第11表のとおりで、けっして同質とはいえない。この表で注目されるのは、私的所有権⁽¹⁹⁾とは明らかに一線を画すべき種類の権利も同一の範疇に含まれていることで、それは前節でも言及した、ウツタル・プラデーシュのシールダール、アッサム、ビハール、オリッサで政府と直接関係に入った小作農のうちのものとの非占有小作農などのように私的所有権を行使できない政府地占有者で、暫定的性格の政府地占有者も加えると全国平均で全所有地耕作者の16%に達する。これらの農民の土地に対してもつ権利が私的所有権と異なる点は、土地の譲渡権がまったくないか、著しく制限されており、同時に農業目的以外の土地利用は禁止されていることである。しかも暫定的性格の政府地占有者の条件はさらに悪く、一年契約など短期的にしか耕作権は保証されていない。こうした格差の由来は、もちろん政府との直接関係に入る過程で小作農が法的に主張しえた権利のちがいや所有権購入の権利を行使したかどうかにある。上述の事例のほかには、ラージャスターンのガイル・カテーダール (Ghair Khatedar)、グジャラート、マハーラーシュトラの「新制度」 (Nawin Sharat) 下の農民、土地寄進運動で再分配された土地やジャンムー・カンミールの土地保有制限措置による再分配地で政府と直接関係に入った農民やグジャラート、マハーラーシュトラ、マイソールで小作立法によって土地を獲得した小作農なども含まれている。暫定的性格のものも含めて、州別に政府地占有者のしめる比率が比較的高いのはアッサム34.25% (一年契約の政府地占有者 27.08%)、ビハール28.69%、マディヤ・プラデーシュ20.97%ウツタル・プラデーシュ 59.92% などであるが、このような政府地占有権が具体的な土地所有構造のなかでどう位置づけられるかによって、これらの州の土地改革の実績評価だけでなく、土地問題の性格規定も大きくちがってくるのである。

すでに述べたように、私的土地所有と政府地占有の法的権利のちがいは、前者の属性の一つである土地の排他的かつ自由な利用と譲渡の権利が後者には欠如していることである。したがって、法的権利に関するかぎり両者を同一範疇に扱うことはできないが、実際には政府地占有者にとって所有権の購入条件も容易で、支払うべき金額は年間地租額の数倍でけっして高い額でないとなれば⁽²⁰⁾、多数の政府地占有者が所有権購入の権利を行使していない現象の背後に作用している規定要因を検討して、両者の実質的な差異を確認する必要があると思われる。ところで、政府地占有者が所有権購入の権利を実行していない理由にはふつうつぎの3つの要因があげられている。すなわち1) 土地所有権自体が独立後のインドでは各種の土地立法で転賃禁止、追加所有の制限、場合によっては抵当禁止など多くの制約をうけていること、2) 私的所有権と政府地占有権の間には経済的にみれば実質的差異は大きくないこと、3) 政府地占有者はすでに中間介在者もしくは地主の経済的、経済外的圧力による耕作権の不安定さや小作料のつり上げから解放されている

ことである⁽²¹⁾。これらの要因をウツタル・プラデーシュの事例によって詳しく詳細に検討してみよう。

この州においては土地改革後の政府地占有者シールダールは全保有地の約65%、土地保有農家の53%をしめ、その比重はきわめて高い。土地改革法の定めるところでは、シールダールは年間地租額の10倍（分割払いで12倍）の金額で所有権ブーミダリーを購入できることになっているが、その権利を行使してブーミダルに転化した面積は前節で示しておいたように全保有地の18%にすぎない。その原因を追求した実態調査によれば、保有地の一部についてブーミダリーをもっていない農家の78%が資金不足を理由にあげ、13%がブーミダリー取得に実質的な利点がないとしている。また純シールダール農家の示した理由はそれぞれ74%、24%である。しかしながら、資金不足を理由とした農家の実際の経済力はその理由の正当性をくつがえしており、かならずしも直接的な阻害要因とすることはできないのである⁽²²⁾。

一方、シールダールからブーミダルに転換した場合に生ずる利点は、1) 地租負担額が約50%の削減となること、2) 土地の自由な利用と譲渡権を取得することにある。第1の点については、1959—60年度の地租額でいえば全州平均1エーカー当たり5.77ルピーから2.53ルピーへの軽減であるが、地租の絶対額も削減幅も現実の1エーカー当たりの生産物価額（1960—61年度の粗生産物価額表示で348.84ルピー）に比較すればごくわずかで、しかも50%の地租額削減では購入元本の5%の利回りにしかならず、農村に一般的な金利に比べてはるかに低利であることから誘因としては弱く、第2の点は、シールダールは利用目的を農業、園芸、家禽業の分野にかぎられ、違反の場合は政府の土地取立てをうけるのであるが、インド経済の現状からすれば、その他の利用目的の可能性もほとんどなく、譲渡権も土地売却の必要が生じたときに比較的容易に購入できるとすると、経済的側面での両者のちがいは土地を抵当に入れて政府や協同組合から融資をうける際にシールダールの信用度が弱いということにつきるのである⁽²³⁾。したがって同州のアリーガル地区を調査した W. Ladejinsky によれば、「すべての実際目的について土地はシールダールに帰属し、政府地占有者として課されている負担額も名目的で、ふつうの小作農の負担に比べればほんのわずかな額にすぎない」⁽²⁴⁾のである。

ただし、こうした評価は暫定的性格の政府地占有者については当てはまらない。とくに、アッサムでは1958年以降一年契約の制度を廃止する措置を講じてきているが、1965年現在でもなお180万エーカーについて政府地占有者の耕作権は安定化されていないのである⁽²⁵⁾。しかし、その他の州の大部分の政府地占有者は事実上の所有権を享受しており、この層の農民を土地改革後もなお不安定な小作権と法外な小作料を強いられている一般の小作農と同列に位置づけることは土地問題を正しく捉ええてはいえない。むしろ、政府地占有者をも含めて、中間介在者制度の廃止によって土地所有者ないしそれに準ずる地位に上昇した旧小作農が、後述するように同時に5カ年計画の農業開発諸施策を利用して富農層への道を歩み、既存の自営農民とともに新たな支配層として台頭したとみななければ、その後の土地改革、とくに土地保有の最高限度設定措置の不徹底の問題だけでなく、独立後のインドの社会変動の性格や政治過程の変化の本質も十分理

解できないであろう⁽²⁶⁾。

たしかに、旧藩王国諸州と旧マドラス州ザミンダーリー地域を除いて、その他のアッサム、西ベンガル、ビハール、オリッサ、ウッタル・プラデーシュ（シールダール）の諸州では中間介在者制度の廃止後もこれらの農民は従来の小作料と同額の地租納入を義務づけられており、中間介在者制度廃止の直接的な経済的利益は大部分が政府収入に移転されている。そしてその地租収入の純増分はほとんどすべて旧中間介在者への補償金・贈与金の支払いとライヤトワリー導入経費に支出されており、中間介在者制度廃止のもたらすべき財政面での効果はそれだけ後れていることもまた事実である⁽²⁷⁾。しかしこのことをもって農民搾取と収奪がただたんに土地改革前の中間介在者から国家に交代しただけであるとする評価は明らかに事実を単純化しすぎているといわねばならない。まず小作料から地租への転換・固定によってこれらの農民は従来の中間介在者の恣意的な小作料引上げの脅威から完全に解放されたばかりでなく、さらに土地改革前にはかなり広汎に行なわれていた経済外的強制による各種の不払い労働（Veth, Begar）や賦課・貢納（Abwab）形態の収奪からも自由になっている⁽²⁸⁾。また第12表からも明らかのように、上述の州の上層小作農に対する法定小作料は独立前の農民運動の成果を反映して小作立法によってすでに規制されてきており、それに地租額が固定された結果、独立後の農業の生産性の伸びと農産物価格の上昇によって実質的な負担率は大幅に低減しているのである。たとえば、G. Rosenの推計によれば、純農業生産物価額に定める地租の比率は1938—39年度の4.5%から1960—61年度には2%弱に低下している⁽²⁹⁾。このことは1960—61年度年の州別の1エーカー当たりの粗生産物価額に定める地租率によっても裏づけられている。（第13表）一方、旧中間介在者への補償金・贈与金の政府支払い義務の総額は64億1420万ルピー（利子を含む）で、支払い期限は州によって5～40年に及んでいる。そして第2次5カ年計画期末までに支払い済みの額は約35%の22億4560万ルピーで、その半分以上が政府債、残る約10億ルピーが現金で支払われているが⁽³⁰⁾、旧中間介在者全体についてみれば、土地改革前の所有地からの収入に比べて経済的地位の低下は否定できない事実である。

中間介在者制度の廃止のいま1つの重要な経済的意味は、むしろこれら農民の経済余剰の一部を中間介在者に代って政府が掌握したことによって、それを生産的投資に合理的に支出することが少なくとも制度的には可能になったことである。このことは資本主義発展の初期段階においては資本蓄積ないし資本形成の源泉を国民所得の大宗をなす農業部門に求めざるをえない以上、近代国家として不可避的に課される機能であるが、改革後のインドの地租制度と財政支出のメカニズムはいまだこうした資本の要求に十分応えているとはいえないことが注目されよう⁽³¹⁾。第14表は1950年代における農業・非農業部門間の資金の流れを政府部門、民間部門に区分して示したものであるが、その基本的な特徴は工業化を促進する方向ではなく、反対に農業部門への資金の純流入となっており、それがひいては対外借入れへの依存度を増し、自立的国民経済の建設の阻害要因となっていることが明白である。

[注]

- (1) Govt. of India, Planning Commission, *Progress of land reforms*, Delhi, 1963, p. 3.
- (2) 「中間介在者」(intermediaries)は字義どおりでは国家と現実の耕作者との間に介在するすべての中間搾取層を意味するが、土地改革との関連では一般的に封建的性格の、法律によって規定された土地所有権、準土地所有権所持者の狭義に用いられている。(Govt. of India, Planning Commission, *Reports of the Committees of the Panel on Land Reforms*, Delhi, 1959, p. 10) 後述のようにハイデラーバド型ジャーギールダールをも含める総称としては「法定地主」の訳も適切ではない。
- (3) A. M. Khusro, *Economic and social effects of Jagirdari abolition in Hyderabad*, Hyderabad, 1958, pp. 18—26. とはいってもジャーギールダールが事実上の所有権を行使しようとしなかったわけではない。(ibid., p. 18)
- (4) B. S. Rathore, "Land tenure and land reforms in Rajasthan", *AICC Economic Review*, Vol. 18, No. 16; Mar. 1, 1967, p. 13; Dool Singh, *Land reforms in Rajasthan; a study of evasion, implemenation and socio-economic effects of land reforms*, Pilani, 1964, pp.83—95.
- (5) Govt. of India, Planning Commission, *Implementation of land reforms; a review*, Delhi, 1967, pp. 121—123.
- (6) 「準所有者」(semi-proprietors)はウツタル・プラデーシュの場合、テークーダール、抵当地保有者、旧所有者、永代保有権所持者が含まれ、ザミンダーリー廃止法では中間介在者として規定されている。それぞれの性格については Baljit Singh and Shridhar Misra, *A study of land reforms in Uttar Pradesh*, Calcutta, 1964, pp. 21—22 を参照。
- (7) ibid., p. 123.
- (8) 土地所有構造におけるシールダール(政府地占有者)の位置づけについては次節で詳述。
- (9) インドの土地所有に関する公的統計資料のうちでもっとも注意を要する用語は「所有」ないし「所有権」で、その概念規定は資料によって異なるが、大体2つの系統に分けられる。1つは1951年センサス、土地保有・耕作センサス(1953—54年度実施)、全国抽出調査(第8ラウンド:1953—54年度、第16ラウンド:1959—60年度実施)に共通する広義の概念で、永代的、世襲的占有権など上級小作権も所有権に含まれている。いま1つは第1次農業労働調査(1950—51年度)と1961年センサスの概念規定で、上級小作権は除外されている。後者の所有権には政府地占有権も含まれているが、その妥当性については次節でふれる。なお、1951年センサスについては Govt. of India, *Census of India, 1951, Vol. I; All-India, Part II-B: Economic tables (general population)*, Delhi, 1951, pp. x-xi; Daniel and Alice Thorner, *Land and labour in India*, Bombay, 1962, pp. 131—150; 土地保有・耕作センサスについては Govt. of India, Planning Commission, *Progress of land reforms*, pp. 106—108; 全国抽出調査については Govt. of India, *National Sample Survey, 8th round(July 1954-March 1955), No. 10: First report on land holdings (rural sector)*, Delhi, 1958, p. 10; 第1次農業労働調査については Govt. of India, Ministry of Labour, *Rural manpower and occupational structure; report of the First Agricultural Labour Enquiry*, Delhi, 1954, pp. 449—450; 1961年センサスについては Govt. of India, *Census of India, 1961; instructions to enumerators*, Delhi, 1959, pp.

3—5 をそれぞれ参照。

- (10) 「所有地耕作」(ownership cultivation), 「純小作」(pure tenancy), 「混合小作」(mixed tenancy) は1961年センサス家計経済表における集計上の分類, すなわちa) 所有地および政府地の耕作, b) 貨幣・現物, 生産物定率分割形態の小作料を支払って個人もしくは団体から保有している土地の耕作, c) 一部分は政府地, 一部分は(b)の借地からなる土地の耕作, にそれぞれ対応する範疇であるが, 自作, 純小作, 自小作の用語は避けて, P. S. Sharma の用語にしたがった。(P. S. Sharma, “A study of the structural and tenurial aspects of rural economy in the light of 1961 census”, *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. XX, No. 4; Oct./Dec. 1965, pp. 46—82) なお, 1961年センサスでも「耕作」は実際の農作業のみでなく, 作業の指揮監督をも意味するので, 所有地耕作は「自己耕作」と同様に主として雇用労働による経営をも包含する概念である。(Govt. of India, *Census of India, 1961; instructions to enumerators*, p. 15)
- (11) インド政府計画委員会の勧告では, 自己耕作の概念は, 1) 危険負担, 2) 直接的指揮, 3) 農作業の遂行の3基準を充足することが望ましいが, 前二者が充足されている場合には最少限の労働力投入は不必要とされている。(Govt. of India, Planning Commission, *Reports of the Committees of the Panel on Land Reforms*, pp. 62—63) したがって各州の規定では自己耕作には雇農経営も含まれている。(Govt. of India, *Progress of land reforms*, pp. 49—55)
- (12) ウッタール・プラデーシュについては Baljit Singh and Shridhar Misra, *op. cit.*, その他の州については Govt. of India, Planning Commission, *Implementation of land reforms; a review* の断片的数字から算出した。
- (13) Baljit Singh and Shridhar Misra, *op. cit.*, p. 163.
- (14) 古賀正則, 「インドの農民運動と土地改革—全インド農民組合の成立から土地改革法成立に至るまでの一」, 『東洋文化』第34号, 63—70ページ。
- (15) R. R. Mishra, *Report on the effects of land reforms in Saurashtra*, Bombay, 1961, pp. 65—69; Govt. of India, Planning Commission, *Implementation of land reforms; a review*, p. 61.
- (16) Baljit Singh and Shridhar Misra, *op. cit.*, p. 32.
- (17) ウッタール・プラデーシュに関する第3表に掲げられている農民層は同州地租台帳(カタールウニー-Khatauni) 第I部記載のものに相当する。第II部記載の又小作農層は, 同州ザミンダーリー廃止委員会の調査によれば, 保有権者総数の約15%, 全保有地面積の約10%であった。(Govt. of United Provinces, *Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee*, Allahabad, 1948, Vol. I, p. 174, Vol. II, pp. 7—8) なお, 同州の土地改革前の土地所有関係については多田博一, 「インド, 連合州における土地所有と小作関係—1930年代前後」, 『アジア経済』第9巻第2号を参照。旧ベンガル州については, たとえば Bakarganj 地区のように15—20種類の間接搾取層が存在する事例もめずらしくない。(Govt. of Bengal, *Report of the Land Revenue Commission, Bengal*, Vol. I, Alipore, 1940, pp. 33—37) 同様の事実はベンガル飢饉調査委員会報告も指摘している。(Govt. of India, *Final report of the Famine Inquiry Commission*, Delhi, 1945, p. 438)
- (18) 独立後のインドの農業改革の基本方針を提示した国民会議派農業改革委員会の勧告は「インドの農業経済において中間介在者のしめるべき場所はなく, 土地は現実の耕作者に帰属すべきである」とする内容

のゆえに、会議派の公式文書のなかではもつとも急進的なものと目されているが、そこにおいてさえも農業労働者はもっぱら雇用、賃金、農民組織化の問題として扱われており、土地改革の直接の受益者とは想定されていない。(Indian National Congress, *Report of the Congress Agrarian Reforms Committee*, New Delhi, 1949, pp. 112—139) このことは、第2次大戦以降に深化した農業危機のなかで、農民運動が上層小作農(主として占有小作農)から下層の分益小作農、随意小作農などの貧農層や農業労働者にまでその基盤を拡大し、農村に革命的情勢が高まりつつあったときに、その危機を回避するために国民会議派が、一方では尖鋭化した農民闘争を弾圧し、他方では中間介在者制度の廃止を宣言(1945年選挙綱領)して上層小作農に譲歩すべく打出した土地改革の基本的性格を端的に反映している。独立前の農民運動と土地改革の関連性については前掲古賀論文を参照。

- (19) 原理的にはライヤトワリー制度のもとではヨーロッパ近代社会におけるごとき排他的な土地私有権は存在しない。ここでいう私的所有権は法的には地租納入を唯一の条件として自由な土地利用が許される、永代的、世襲的かつ譲渡可能な占有権である。
- (20) A. M. Khusro, "Land reforms legislation and implementation in different States", *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. XIII, No. 1; Jan./Mar. 1962, p. 183.
- (21) *ibid.*, pp. 193—194.
- (22) Baljit Singh and Shridhar Misra, *op. cit.*, pp. 125—129.
- (23) *ibid.*, pp. 129—130; Wolf Ladejinsky, *A study on tenurial conditions in Package Districts*, New Delhi, 1966, p. 39.
- (24) Wolf Ladejinsky, *ibid.*, p. 40.
- (25) Govt. of India, Planning Commission, *Implementation of land reforms; a review*, p. 3.
- (26) 土地改革と農業開発計画による農村の階級構成の変化が国民会議派の性格変化の要因の1つになっている事実については George Rosen, *Democracy and economic change in India*, Berkeley, 1967 (とくに第4章を参照)。農民運動の側面からこの点を正しく指摘したものに古賀正則、「インド農民運動の当面する若干の問題点」、『アジア・アフリカ研究』第3巻第9号がある。農村の社会構造や支配機構へのインパクトについては多くの論著があるが、古賀正則、「村落における指導層と土地改革」、『アジア経済』第7巻第3号; D. ソーナー、「変わりつつある村落指導層」, 前掲誌; Baljit Singh, *Next step in village India; a study of land reforms and group dynamics*, Bombay, 1961; H. D. Malaviya, *Village panchayats in India*, Bombay, 1956; McKim Marriot, *Village India; studies in the little community*, Bombay, 1961 などを参照。
- (27) Kedarnath Prasad の推計によれば、全州の地租収入の総額は1950—51年度の4億9600万ルピーから1960—61年度の9億7200万ルピーに大幅に増加しているが、中間介在者制度地域へのライヤトワリー導入に付随する経費と他の課税項目の減収分を差引くと第1次および2次の5カ年計画期間中の増収分は総額7億4730万ルピーとなる。一方、旧中間介在者への補償金は同期間に8億6714万ルピー(政府債は換金・償還額のみ)が支払われている。(Kedarnath Prasad, *The economics of a backward region in a backward economy; a case study of Bihar in relation to other States of India*, Calcutta, 1967, pp. 413—415)
- (28) R. R. Mishra, *op. cit.*, p. 152; A. M. Khusro, *Economic and social effects of Jagirdari abolition*

- and land reforms in Hyderabad, p. 105; Baljit Singh and Shridhar Misra, *op. cit.*, p. 21; Dool Singh, *op. cit.*, pp. 46—50, 118—121. D. Thorner によれば、「バーガールその他の形態の強制労働が事実上消滅したことは農村のもっとも基本的な変化である。かつての大ザミンダールやその他の地方領主はもはや自在に農業労働者や零細小作農から現物貢納や不払い労働を搾取することはできなくなっている。」(Daniel and Alice Thorner, *Land and labour in India*, p. 63)
- (29) George Rosen, *op. cit.*, p. 146. とはいっても、地租制度自体に内在する農民層間、地域間の負担率の不均衡の問題をも否定するわけではない。なお、1949—50年度から1961—62年度までの農業生産の全国平均年間成長率(単純平均)は4.07%、その規定要因としての作付面積増は1.99%、生産性の伸びは1.75%であった。(Govt. of India, Ministry of Food and Agriculture, *Growth rates in agriculture*, Delhi, 1965, p.16)
- (30) Govt. of India, Planning Commission, *Progress of land reforms*, p. 4. なお、こうした補償金・贈与金の大部分は非生産的消費に振当てられ、この階層の農村における経済的地位の下落を速めている。(Baljit Singh, *op. cit.*, p. 172—173; A. M. Khusro, *Economic and social effects of Jagirdari abolition and land reforms in Hyderabad*, pp. 144—148)
- (31) インド工業化の資金問題として農業課税政策が論じられる場合、その焦点はつねに農業部門からの税収増強と累進課税制度(農業所得税)の導入の問題であったといえるが、中央政府ないし計画委員会のこうした方針は国民会議派の一部農村出身勢力および地主・富農層の圧力が大きい州政府の反対にあって実現に至っていない。(George Rosen, *op. cit.*, p. 147)

第2章 小作制度の改革と地主・小作関係

〔1〕 小作制度の比重の低下とその規定要因

中間介在者制度の廃止はかならずしも当該地域の地主・小作関係の完全な廃絶とはなりえず、旧中間介在地が所有する自耕地においても、また政府収用地においても下層小作農の多くがとり残されたことはすでに指摘したとおりである。一方、インドの総面積の約55%をしめるライヤトワリー地域でも、法律の規定では農民的土地所有であるにもかかわらず、すでに土地の所有と耕作の分離はかなり広く浸透していた。たとえば、第1章第6表によれば、土地改革前の小作地比率はパンジャブ30.7%、PEPSU26.6%、マディヤ・バーラト29.8%、マドラス21.7%、アッサム20.7%となっており、1948年に小作法が制定された旧ボンベイ州の実態調査でもその前年のグジャラート地方5地区において非農業者の所有地だけでも32.8%⁽¹⁾、同様にマハーラーシュートラ・カルナータカ地方14地区の小作地は30.9%であった⁽²⁾。小作立法が保護の対象としたのはまさにこれらの農民で、いずれも土地に対する法的権利は弱く、前章第12表に示されているように、小作料負担では上層小作農とははっきりした断層を呈して苛酷な条件下にあった下層小作農である。そして改革の内容は、1) 小作農の土地所有者への転換、2) 小作権の保護・安定化、3) 小作料を粗生産物のまないしき以下に引下げること、土地所有関係の抜本的改革というよりもむしろ地主・小作関係の調整と耕作権の安定化を目的とするものであった。

まず第1の目的についての実績は、政府推計によれば小作立法によって所有権を購入取得する

ことができた小作農は約300万人、その面積は700万エーカー以上で、その内訳は第15表のとおりである。もちろん、1956—57年度現在の利用地総面積7億2100万エーカーに比べれば1%にも満たず、土地所有構造にみるべき変化をもたらさうものではない。しかしながら、全国抽出調査の第8ラウンド（1953—54年度実施）と第16ラウンド（1959—60年度実施）のデータを比較検討してみると小作制度の比重にはこの期間に一定の変化があったことが明らかになる。すなわち、この全国抽出調査は占有小作権をも所有権に含める広義の所有概念を用いているので、そこに規定する「借地」は公式・非公式契約、貨幣・現物形態（定額・生産物定率分割方式を問わず）のすべての非占有小作地を意味し、小作立法の対象とする下層小作農の実態把握には有効なデータであるが、全耕地面積にしめる非占有小作地は20.34%から12.53%に減少しており、1エーカー未満規模を除いて減少幅も規模別ではほぼ一定である。（第16表）そこで、こうした変化の原因は小作農の土地所有者への転化以外の要因に求めなければならない。

旧バイデラーバード州においては小作立法（Hyderabad Tenancy and Agricultural Lands Act, 1950）の実施によってジャーギール地における小作地比率は改革前対比で9.1%、分益小作地も18.7%減少し、ディワーニー地でもそれぞれ25.8%、9.0%の減少となり、自己耕作地はそれだけふえている。（第17表）しかし、その規定要因は「小作農の土地購入や地主の合法的な自己耕作目的での小作地取戻しのプロセスを経たものだけでなく、露骨な、あるいは巧妙な小作地取戻しという望ましからぬ方法にもよっている」⁽³⁾のである。たとえば、1951年時の法定保護小作農（protected tenant）の小作法施行後の1954—55年度における変化の状況は第18表のとおりジャーギール地については約45%が不変であるが、その他は12.4%が土地購入、17.8%が自発的に小作地を返還し、2.6%が合法的な小作地取戻し、そして22.1%が不法な小作地取戻しにあっていいる。しかも「いわゆる小作地の自発的返還は往々にして不法な小作地取戻しの巧妙な形態である」⁽⁴⁾とすれば、土地を購入した法定保護小作農12.4%をはるかに凌ぐ約40%が不法に小作地を取立てられているのである。ディワーニー地では状況はいくぶん異なり、条件が変わった小作農約40%のうち20%が土地所有者に転化し、13%が不法な追立てにあっていいる。法定保護小作農ですらこのような境涯にあるとすれば、下級小作権の農民により一層厳しい圧力が加えられたであろうことは容易に推測できよう。

同様の事実は旧ボンベイ州の小作立法（Bombay Tenancy and Agricultural Lands Act, 1948）の実績調査でも明らかにされている。グジャラート地方では第19表のように小作地比率は法律施行の前後でライヤトワリー、非ライヤトワリー地域ともわずかながらも減少しているが、1953—54年度までに小作農が購入した土地は借地全体の0.8%で、他方地主が自己耕作を理由に取戻した土地はそれを上回る1.5%であった。また小作農の自発的返還は1956年中ごろまでに約15万人に達し、1951—54年の法定保護小作農の追立ては小作農全体の27%、1952—55年間の合法的な小作農追立ての38%が小作料の滞納を理由としている⁽⁵⁾。同じ小作立法が施行されたマハーラーシュトラ、カルナータカ地方においても、全耕地面積にしめる小作地比率は1948—49年度の30.9%から1952—53年度年には26.9%に減っているが、その規定要因は第20表で一目瞭然である。

これを1948—49年度の小作地の1952—53年度における変化の状況で示すと、地主の取戻し25.5%、小作農の土地購入2.4%、同一小作農の保有地50.8%、小作農の交代21.3%である⁽⁶⁾。そして小作地取戻しの面積のうち85.2%は在村地主がしめ、不在地主14.6%その他である。また追立てにあった小作農は、63.9%が分益小作農、26.4%が金納小作農、その他9.7%となっており、小作地取戻しが小作権の不安定な分益小作農にかなり集中していることが確認されるのである⁽⁷⁾。

これらの改革の実態からすれば、小作立法の実績に関するかぎり全般的な小作地比率の低減は、小作農の土地所有者への転換という本来の目的に即した方向によるよりも、むしろ「自己耕作」を理由に小作地取戻しの権利を認められた地主が合法的に、あるいは「自発的返還」などの形で隠然あるいは公然と不法に小作農を追立てたことに起因していることが明らかである。こうした小作立法の実施過程とさらに小作農を取巻く一般的な社会的経済的支配法則を考え合わすならば、耕作権についてのみでなく法定小作料の規定がほとんど実効をもちえていないことは改めて指摘するまでもないであろう。旧ボンベイ州のマハーラーシュトラ・カルナータカ地方の小作立法の実績について V. M. Dandekar と G. J. Khudanpur が「第1に小作法施行後も広汎に起こっている小作地取戻しおよび小作農の入換えは小作農保護措置が実際には効力をもっていないことを示しており、第2に通常の土地市場は土地を現実の耕作者の手に移転させる規定がまったく無効であることを物語っている。第3に生産物定率分割方式や金納の小作料削減および小作慣行には変化の兆候はまったくみられない」⁽⁸⁾と結論づけているのは、けっして例外的な事実ではないのである。

ザミーンダーリー地域についてはウツタル・プラデーシュ、西ベンガールのように排除すべき中間介在者を広義に規定している場合には下級小作権の農民も部分的には土地所有者に転化しており、前掲の第15表に示されている数値はその実績である。しかし両州とも分益小作農は土地改革法上は小作農とはみなされていないために、この層の農民に土地改革法の欠陥が集中的にあらわれている。たとえば、ウツタル・プラデーシュの小作制度の改革はザミーンダーリー廃止とともに同一の法律によって施行され、地主による小作地取戻しの禁止、小作料規制、転貸制限が行なわれている。土地改革前後の又小作地と分益小作地の全耕地面積にしめる比重の変化は第21表のとおりで、又小作地は転貸制限の影響で大幅に減少しているが、分益小作にはなんの規定もないので、その面積は土地改革前対比で7%のわずかな減少にとどまっている。西ベンガールではザミーンダーリー廃止法に先立ってすでに1950年に分益小作規制法 (West Bengal Bargadars Act, 1950) が実施されたが、その内容は小作料規制、地主の土地取戻しの制限、紛争処理に関するもので、土地購入権の規定がないことはいうまでもない。そしてその実績調査の報告によれば、法律施行後10年を経過した段階においてもなお生産費の分担と生産物分割の旧来の方法はほとんど変わっておらず、多くの場合分益小作農が生産費を分担しても粗生産物中の取得分は50%にすぎない。分益小作地の取戻しも45%以上の面積について1953年以降1961年までに最低1回は分益小作農の入れ換えが行なわれており、小作地取戻しの規制も効力を発揮していないのである⁽⁹⁾。第22表は1940年以降の耕地面積にしめる分益小作地の比率を示しているが、独立後の土地改革に

もかわらず、この州の分益小作問題はむしろ大きくなっていると考えられる。

またラージャスターンの実態調査によれば、中間介在者制度の廃止によっても改革利益を享受できなかった旧中間介在者の自耕地の小作農や又小作農は、小作立法 (Rajasthan Tenancy Act, 1955) によって所有権 (Khatadari) を購入する権利を与えられているが、それを行使したのはわずか12.4%にすぎず、その理由は小作法の存在を知らない (35.2%)、地主の圧力 (26.7%)、資金不足 (20.5%)、その他となっており⁽¹⁰⁾、小作立法の実際の効力の程度を典型的に示している。現行小作法の要が依然として1885年小作法 (Bihar Tenancy Act, 1885) によっているビハールの小作農については改めて述べるまでもないだろう。

〔2〕 小作制度の質的变化

インド農業における小作制度の比重は土地改革の直接的、間接的影響を反映して全般的に低下している事実は否定できないが、その経過はかならずしも「土地を現実の耕作者に」与える政策目的に沿ったものではなかった。その結果、土地改革後の小作制度にはたんなる数値では表現されない重要な問題が内包されることとなった。すなわち、小作関係の自己耕作への偽装と小作制度全体の分益小作形態への傾斜である。

土地改革の進行に伴って中間介在者や地主による小作地取戻しが大規模に起こり、農業不安を創出していることはインド政府も認める周知の事実であるが⁽¹¹⁾、小作地取戻し自体はむしろ一時的な現象であって、改革法施行後年月を経るにつれて徐々に影をひそめている。小作立法の主要な目的が耕作権を安定させ、同時に小作料を削減することによって農業生産の効率化をはかることにあるとすれば、むしろより重要かつ深刻な問題は小作地を取立てた地主が実際には小作関係を続けているにもかかわらず、小作立法の適用を回避するために自己耕作に偽装し隠蔽していることである。この「非公式小作」(informal tenancy あるいは underground, disguised, concealed の形容詞が付される) のもとでは土地はほとんどが分益小作形態で耕作されているが、地租台帳には雇用労働者による自己耕作と記録されているために、小作農は小作立法の保護をうけることはできず、従来にも増して不安定かつ劣悪な条件におかれている⁽¹²⁾。もちろんこのような非公式小作制度の規模を正確につかむことは不可能であるが、S. C. Gupta は旧中間介在者や地主の自己耕作地面積の少なくとも20%が非公式小作制度下にあるとして総耕地面積の36.0%が小作地であると推定し、B. Chatterji によれば非公式小作も含めた小作地は35~40%、K. N. Raj は最低50%とみている⁽¹³⁾。また第23表は1961年センサス (家計経済表) に基づいて小作農家に対する非耕作地主の比率を算出したものであるが、非公式小作制度がかなり全国的に広がって存在することを示す間接的な指標となるだろう。すなわち、本来小作農に対する非耕作地主の比率と小作制度の性格との間にはなんの相関関係も成立するものではないが、全国抽出調査 (第8ラウンド) によれば土地所有者 (占有小作農も含む) の貸付地の50%は1エーカー未満の規模で、60%が5エーカー未満、70%が10エーカー未満の規模に属し、20エーカー以上の規模はわずかに20%にすぎず、非耕作地主はかならずしも大土地所有者とはかぎらず⁽¹⁴⁾、反対に借地の規模別分布は20

エーカー以上の規模が40%、10エーカー以上が60%、5エーカー以上が全体の80%で、逆の傾向を示している⁽¹⁵⁾。したがって、第23表のように全国平均で小作農に対する非耕作地主の比率が24%弱でしかないことは、所有地耕作ないし自己耕作農家にかんがりの規模で非耕作地主が含まれていると考えなければならない。とくにビハール、ケーララでは小作農の比率はかなり高いにもかかわらず、非耕作地主はゼロに近い数値となっており、程度の差はあれ、同様の傾向はグジャラートの旧ボンベイ地方、旧カッチ地方、マハーラーシュトラの旧ボンベイ地方、マドラス、マイソールの旧マドラス地方にも顕著で、かなりの規模で非公式小作が行なわれていると推定されよう。

つぎに小作制度の全般的な質的变化についてであるが、まず第24表によって1953—54年度から1959—60年度までの小作制度の内部構造の変化を検討してみよう。同表の基礎としたデータは全国抽出調査なので、非占有小作形態のみの構成比であるが、公式・非公式契約による分益小作のしめる比率は家計数で27.93%から43.94%、面積についても同様に36.56%から42.94%へと顕著な増加を示しているのである。さらに土地改革後の1961年センサスにおける小作形態別の農家分布を州別で表示するならば第25表のとおりで、まず注目されるのは小作農全体にしめる永代的、世襲的占有権を有する上層小作農は4.65%とわずかな比率になっていることで、この層の空白は中間介在者制度の廃止によって上層小作農の大部分が土地所有者ないしそれに準ずる地位に転化していることをはっきりと立証している。ところで、分益小作農についてみると、小作権を保証されていないものだけの比率は11.43%であるが、一般小作農の扱いをうけている分益小作農も加えるならば全体の55.10%にも及んでいる。この数値は1953—54年度の非占有小作農だけにしめる厳密な意味での分益小作農の比率はいうまでもなく、事実上の分益小作農をもはるかに凌ぐはるものである⁽¹⁶⁾。そして第25表の又小作関係以下の小作農はもろん、定額金納、定額物納の小作形態にも部分的に事実上の分益小作農が含まれているはずなので、小作農全体にしめる分益小作農が大幅に増加していることは覆いがたい事実である。州別でとくに著しいのは、又小作関係以下の小作農も含めると、ほとんど全体をしめる西ベンガール、ウッタル・プラデーシュのほか、デリー80.25%、アーンドラ・プラデーシュ72.82%、ラージャスターン69.81%、パンジャブ67.08%、マディヤ・プラデーシュ66.12%、ビハール59.22%、アッサム54.49%などである。

一般に分益小作農はインドの農民層のなかでは農業労働者について、あるいは階層としては実質的に分ちがたいほどに、被抑圧的な条件下におかれ、耕作権もきわめて不安定でウッタル・プラデーシュ、西ベンガール、アッサムなどいくつかの州では小作権さえも奪われており、小作料負担も粗生産物の $\frac{1}{2}$ 以上の定率分割方式が支配的である。それだけに、小作制度の全体的な分益小作形態への偏倚はインドの小作問題の特殊性を示すだけでなく、農業生産にとっても重大な阻害作用をもたらしている。たしかに、土地改革の結果、全国平均で耕地面積全体にしめる小作地の比重は低下し、1961年センサスによれば、純小作地4.22%、混合小作地18.19%で、合計22.41%となっている。しかし、同じデータに基づいて、小作地比率を農業生産と関連づけて

考えるために、インド農業の技術装備のうちでもっとも重要な要因をなす灌漑が一定水準以上施こされている地域に限定して算出すると第26表のとおりで、灌漑普及地域においては35.3%（純小作地6.8%、混合小作地28.5%）、多雨地域では27.6%（純小作地5.9%、混合小作地21.7%）となり、耕地面積全体に対する比率よりも高いのである。とくに高率を示している州は、灌漑普及地域についてはケーララ84.4%（純小作地50.1%）、パンジャブ54.0%（混合小作地46.5%）、マドラス47.7%（純小作地21.1%）、ジャンムー・カシミール44.5%（混合小作地42.7%）で、多雨地域についてはケーララ54.9%（純小作地34.1%）、マイソール50.3%（純小作地22.3%）、ジャンムー・カシミール44.7%（混合小作地27.6%）、アッサム37.2%（混合小作地21.4%）、西ベンガル35.8%（混合小作地25.3%）、パンジャブ33.9%（混合小作地21.4%）、ビハール30.8%（混合小作地27.2%）などである。したがって、さきに指摘した州別の小作形態の特徴からすれば、ケーララはもちろん、パンジャブ、ビハール、西ベンガル、アッサムの諸州ではたんに小作制度の比重が大きいだけでなく、小作問題の性質も一層深刻であるといえよう。

〔注〕

- (1) M. B. Desai, *Report of an enquiry into the working of Bombay Tenancy and Agricultural Lands Act, 1948 (as amended upto 1953) in Gujarat (excluding Baroda District)*, Bombay, 1958, pp. 20—21.
- (2) V. M. Dandekar and G. J. Khudanpur, *Working of Bombay Tenancy Act, 1948; report of investigation*, Poona, 1957, p. 28.
- (3) A. M. Khusro, *Economic and social effects of Jagirdari abolition and land reforms in Hyderabad*, p. 75.
- (4) *ibid.*, p. 169.
- (5) M. B. Desai, *op. cit.*, pp. 63—69.
- (6) V. M. Dandekar and G. J. Khudanpur, *op. cit.*, p. 39 (Table No. 4.5)
- (7) *ibid.*, p. 85 (Table No. 6.10)
- (8) *ibid.*, p. 187.
- (9) S. K. Basu and S. K. Bhattacharyya, *Land reforms in West Bengal; a study on implementation*, Calcutta, 1964, pp. 32—41.
- (10) Dool Singh, *Land reforms in Rajasthan; a study of evasion, implementation and socio-economic effects of land reforms*, pp. 111—115.
- (11) Govt. of India, Planning Commission, *Fourth Five Year Plan; a draft outline*, Delhi, 1966, pp. 129—130.
- (12) Govt. of India, *Census of India, 1961, Vol. I; India; Part XI-A(i): Land tenures in India*, New Delhi, 1966, p. ix. このことは次章で考察する農業労働者の性格によっても裏づけられている。なお Wolf Ladejinsky はビハールの Shahabad 地区、アーンドラ・プラデーシュの West Godavary 地区、マドラスの Tanjore 地区の実態を克明に報告している。(Wolf Ladejinsky, *A study on tenurial conditions in Package Districts*, New Delhi, 1966)

- (13) Sulekh C. Gupta, *India's agrarian structure; a study in its evolution*, New Delhi, 1966, pp. 60—63; K. N. Raj, "Development and economic policy—I; some current hypotheses", *Mainstream*, Oct. 10, 1964, pp. 11—12; Boudhayan Chatterji, "Indian 'capitalism'", *Seminar*, No. 81; May 1966, p. 20.
- (14) Govt. of India, *National Sample Survey, 8th round, No. 10: First report on land holdings (rural sector)*, Delhi, 1958, p. 23 (Table 5.5)
- (15) Govt. of India, *National Sample Survey, No. 30: Report on land holdings (2); Operational holdings in rural India*, Delhi, 1960, p. 20 (Table 5.5)
- (16) A. K. Sen, T. C. Varghese 両教授の推定では非公式契約の小作形態もすべて分益小作であり、さらに公式契約の定額金納小作を除くすべての形態が分益小作である可能性もある。(A. K. Sen and T. C. Varghese, "Tenancy and resource allocation", *Seminar*, No. 81; May 1966, p. 30.)

第 5 章 土地保有の制限措置と農業経営の性格

〔1〕 経営の規模別分布構造の変化

中間介在者制度の廃止と小作制度の改革はすでに法的に小作権を主張しえた農民への土地所有権の移転と耕作権の安定化を企図したものであって、それ自体では耕地保有の分布構造や経営形態に直接的な影響を及ぼすものではない⁽¹⁾。1951年から1953—54年度までの短期間ではあるが、全国について経営規模別分布の変化を示すと第27表のとおりである。この時期に既有地に対して最高限度を課したのはジャンムー・カシミール（1950年）だけなので、大体1950年代初頭の間中介在者制度の廃止と小作制度の改革が耕地保有の規模別分布構造に与えたインパクトを反映するものと考えてよいが、その変化の度合は概して小さい。全体的な傾向として指摘しうるのは、10エーカー未満の規模で家計数は増加しているが、それ以上では反対に減少し、一方経営面積は7.5エーカー未満で減少し、それ以上の規模ではふえていることである。また25エーカー以上の層については減少傾向にあるとはいえ、ごくわずかな変化にすぎない。このことは7.5～10エーカーを境にして上層は経営規模を拡大強化しているが、逆に下層の経営規模はますます零細化していることを意味する。したがって、25エーカー以上の規模で4%の農家が面積全体の33%をしめ、一方では70%の農家が5エーカー未満の経営規模にあって、全体で保有する面積はわずか17%という極端な不均等が存続していたのである。

このような分布構造は中間介在者制度の廃止と小作制度の改革の限界を如実に物語っており、同時に技術水準がきわめて低いインド農業における大規模の耕地保有は、自作農経営とは性格を異にする経営形態の存在をも推測せしめるものである。すでに1949年の国民会議派農業改革委員会の勧告のなかで原則的に承認されていた土地保有の制限、とりわけ既有地に対する最高限度の設定措置の実施が第2次5カ年計画でふたたび強調され、ようやく具体的な指針が提示された背景には上述のような改革実績への反省があったのである⁽²⁾。そしてこの措置にこそ「土地を現実の耕作者に」与えて農民的土地所有を確立するという、政府の公言する土地改革の主目標の成否がかかっていたのである。政府が収用した過剰地（surplus land）の再分配を想定されていたの

は分益小作農を含む零細小作農や農業労働者で、それまでの土地改革の利益から排除されていた最下層の耕作農民なのであった。

ところで、土地保有の制限措置には既有地に対する制限のほか将来の追加取得の制限も含まれるが、後者の措置は現実の土地所有関係の改変とはならず、むしろ旧中間介在者の自耕地や地主の自己耕作として一定限度内で小作地取戻しを合法化することになったことはすでに指摘したとおりである。しかし、既有地の制限による過剰地の有償収用という措置は、土地保有の法的形態のいかに関係なく大土地保有のすべてに影響をもたらす性質の改革であるために、それまでの土地改革によって土地所有者ないしそれに準ずる地位に上昇転化した小作農も含めて大土地保有の地主・富農層から強い抵抗があり、各州で立法化され実施に移されるまでには立法内容の骨抜きと実施のサボタージュなど多くの曲折を経ている⁽³⁾。そのため、1950年代末までに実施を完了した州はジャンムー・カシミール（1950年）、パンジャブ（PEPSUを含めて1955年）、西ベンガル（1955年）、アッサム（1958年）の4州にすぎず、他の州はようやく1960年代に入ってから立法化を終えている。そして第28表からも分かるように、制限水準も適用基準も立法化が後れるにしたがって緩和されている。

第3次5カ年計画末までに既有地に対する最高限度の設定措置によって政府が過剰地に指定したか、あるいは収用した土地の面積はわずかに214万エーカーで、その州別内訳は西ベンガル77万6500エーカー、ジャンムー・カシミール45万エーカー、パンジャブ36万8500エーカー、ウッタル・プラデーシュ22万2700エーカー、マハーラーシュトラ16万2500エーカー、マディヤ・プラデーシュ6万7100エーカー、グジャラート3万8800エーカー、アーンドラ・プラデーシュ3万4000エーカー、マドラス2万0200エーカーと推定されている⁽⁴⁾。今後その他の州について実施されたとしても、第28表に示すような立法内容では大量の過剰地の収用と再分配を期待することはできない。したがって、土地保有の制限措置の受益層となるはずであった零細規模農民や農業労働者は、ガンディー主義的方法によって土地問題を解決しようとする土地寄進運動(Bhudan, Gramdan)の再分配地83万エーカー⁽⁵⁾および政府地への入植を加えたとしても、「土地を現実の耕作者に」の政策効果に浴することはできなかったのである。

土地保有の制限措置が農業構造にもたらした影響は、むしろ大土地保有者が改革を予測して行なった回避行為によるもので、なかでも制限法施行前に土地の売却・護渡が大規模に行なわれた結果、耕地保有の規模別分布構造には一定の変化があらわれている⁽⁶⁾。すなわち、第29表をみると、1950年代前半にはわずかな減少でしかなかった25エーカー以上の規模は1950年代後半に至ってかなりはっきりした変化をみせており、とくに50エーカー以上の規模の減少傾向は著しい。この表だけでインドにおける農民層分解の性格を云々することは不可能で、インド農業の地域差をふまえた経済分析を待たねばならないことはいうまでもないが、全体的な特徴で注目されるのは、5エーカー未満の規模は1950年代初頭と同様にさらに増加し、他方5エーカー以上25エーカー未満の規模は家計数は減少しているにもかかわらず、経営面積はふえていることである。したがって、5エーカー未満の規模については、土地改革の影響のみでなく、農村の相対的過剰人口と大

家族制度の崩壊過程のなかで、最下層の耕作農民は農業部門以外への就業による脱農の道はもちろんのこと、すでに大規模に農業労働者を容するインド農業においては土地なき農業労働者への直接的な転化さえも抑えられて、農業労働者としての性格を強めながらもなお零細規模の土地にすがりついて滞留しているものと考えられ、こうした人口圧力に対しては耕地の細分化禁止の立法がまったく効力をもちえないことも明らかである。一方5エーカー以上25エーカー未満の層はますます経営規模の拡大傾向を明確にしており、土地改革の直接的ないし間接的な受益層の多くがこの層に含まれていると思われる。

ところで、インド農業においてはふつうの規模の家族（約5人）が最少限2頭の役牛（すなわち鋤1台）を使用して耕作し、同時に適正な生活水準を保証する規模の保有地が「経済的保有地」（economic holding）あるいは「家族的保有地」（family holding）とされている⁽⁷⁾。この鋤（2頭の役牛）一作業（家族労働）一所得（年間純収入1200ルピー）の3単位を基準とした A. M. Khusro の推計によれば、全国平均の経済的保有地規模は10～15エーカーである⁽⁸⁾。とすれば、土地改革後もなお80～90%の土地保有農民が経済的規模に満たず、その面積は全体の40～50%にすぎない。経済的保有地を5エーカーとすることは、たとえ1950年代以降の生産性の伸びを考慮しても多くの州については妥当しないと思われるが、それでもなお60%の農家が非経済的保有地規模に属し、そのしめる面積は20%である。しかしこのことは裏返して純粋に技術的側面としてみれば、耕地面積の大部分が経済的保有地以上の規模にあることを意味し、経営規模の零細性から生ずる問題は小さいはずである。事実、1950年代の農業生産の成長は主として大半がこの層の貢献によるものであった。たとえば、K. N. Raj の推計によれば、1949—50年度から1958—59年度までの農業所得の増加分は総額170億ルピーであったが、その35.3%をしめる60億ルピー以上が農村人口の3%にすぎない高所得者層（30.0エーカー以上の規模の経営地保有者層）によるものであった。⁽⁹⁾ S. C. Gupta はさらに10.0エーカー以上の規模の農民でこの増加分のほとんど全部がしめられているとしている⁽¹⁰⁾。また G. Rosen の推計では、1950—51年度から1960—61年度までの間に農業所得は実質で（1948—49年度価格）434億ルピーから591億ルピーに36%伸びているが、15エーカー未満の層は270億ルピーから351億ルピーに30%、15エーカー以上の規模は164億ルピーから240億ルピーへと46%増加している⁽¹¹⁾。もちろん、政府の農業開発計画が農民層ごとのこうした不均等な発展の一因をなしていることは多くの調査で明らかにされており、村落開発および普及事業に関する政府調査団も、土地保有規模と農業開発諸施策の受益者比率には直接の相関関係があり、改良種子供給計画の受益者の割合は大規模土地保有者が66%、中規模保有者46%、小規模保有者22%となっており、同様の事実は肥料、改良農法、殺虫剤の計画についてもみられること、さらに小作農は受益者比率がもっとも低く、したがって富める農民ほど農業開発の受益率が高くなっていることを報告している⁽¹²⁾。

一方、圧倒的多数をしめる農民の零細規模保有地を自主性に基づいてプールし協同経営を確立して生産力阻害要因を除去せんとする国民会議派の当初の政策方針はまったくの砂上樓閣でしかなく、農業生産にほとんどみるべきインパクトをもたらしえなかったことはすでに過去の協同組

合運動の実績の示すところであり⁽⁴³⁾、もはや政府および国民会議派にはこれらの農民を農業増産の軌道に乗せて自立的国民経済の建設に動員しうる構造政策推進の能力は存在しないといえよう。第3次5カ年計画末期の食糧危機に集中的に表現される農業生産の不振と経済全体の停滞ないし後退に直面して、インド政府が次期の第4次5カ年計画における農業開発最優先の資金配分を決定するとともに、土地改革を実質的に凍結して、集約的農業地域計画（いわゆる Package District Programme）の拡充を中核とした生産力重点主義の「新戦略」を打出したのはむしろ当然の成行きであった⁽⁴⁴⁾。

こうした農業政策の新たな展開が農民層、地域間の不均等な発展を一層強化しつつも、農業生産力の向上に一定の効果を生み出すであろうことは否定できないが、それがどれだけの広がりや深さを備えた生産力の解放となりうるかは、上述の経営規模の問題だけでなく、その政策に応えるべき農民層の性格にも規定されるであろう。

〔2〕 農業経営の労働力構成

さて独立後のインドの土地改革と農業構造の変化に関するこれまでの考察で明らかとなる問題点は、土地所有構造においては小作制度の比重の顕著な低下に並行して所有地比率は増加しているにもかかわらず、耕地保有の規模別分布の変化は比較的少なく、改革後もなお高度の土地集中が存続していることである。そしてその問題の核心は土地改革に伴う所有権の移転の性格からも分かるように、農民的土地所有に基づく小農経営だけでなく、それとはまったく異質で、土地の所有と耕作が完全に分離した、主として雇用労働による経営形態をも包含する「所有地耕作」ないし「自己耕作」の特殊概念にあり、土地改革後の耕地保有の規模別分布を耕作者の土地に対する権利内容別で示した第30表はこのことをはっきり裏づけている⁽⁴⁵⁾。したがって、「土地を現実の耕作者に」与えることによって農民的土地所有を確立することをうたった土地改革の目標に照すだけでなく、土地改革後のインドの農業問題を解明するためにも、自己耕作の同一範疇に含まれている2つの経営形態を峻別して分析する必要があるが、この点に関するデータは乏しく、若干地域の実態調査や間接的な資料を利用しうるにすぎない。

まず第31表は西ベンガル8地区における経営形態別の耕地面積の分布を示したものであるが、1940年から1961年の約20年間に家族労働力による経営の比重はむしろ低下し、分益小作および雇農経営が増加している。したがって、独立後の土地改革によって、重層化した土地所有関係のなかで上層の中間搾取層は排除され、土地の所有と耕作の分離の距離は縮小されたが、それでもなお農民的土地所有が支配的な比重をしめるには至っていないのである。そして分益小作農と農業労働者を受益層から閉め出している同州の現行土地改革法では農民的土地所有の確立は不可能であるといえるだろう。しかしながら、西ベンガルのこうした実情を他の州にそのまま一般化することは許されない。たとえば、ウッタル・プラデーシュでは第32表のように土地改革前後で雇農経営は減少し、分益小作および家族経営は増加している。そしてザミーンダリー廃止によってこの家族経営においては所有権と耕作権の一致が完成されているのである。ただ、両州において共通に指摘しうる事実は、土地改革によっても農業経営の労働力構成自体は自作農へと大き

な変化をみせていないことで、これはすでに述べたような土地保有の制限措置の実績からすれば、他の州についても大旨同様であると思われる。

1961年センサスによれば、農業労働者の総数は3148万人で、耕作者9951万人と合計した農業就業人口全体の約25%をしめている⁽¹⁶⁾。そして農業経営の労働力構成にしめる農業労働者の比率は第33表のとおりである。この表でまず注目されるのは全国平均で労働力構成にしめる雇用労働者は14.15%であるが、州別にみるとかなり大きな格差を呈しており、さらに経営規模別では15エーカーを境にして規模の拡大につれてその比率も上昇していることで、ウッタル・プラデーシュ、マディヤ・プラデーシュ、アーンドラ・プラデーシュ、オリッサの諸州では50エーカー以上の規模ではほぼ50%に近すぎ、あるいはそれをこえている。さらに西ベンガルでは30エーカー以上、ビハールでは15エーカー以上、そしてケーララ、マドラスでは5エーカー以上の規模で雇用労働者の比率が家族労働力に近接ないし凌駕している。このことは、ウッタル・プラデーシュについての第32表からも明らかのように、経営規模の拡大とともに雇農経営の比重が高まっていることを間接的に示している。しかし他方、農業労働者のみの経営規模別分布を検討してみると、その大半が15エーカー未満の規模に集中して全体の約70%、5エーカー未満の層だけで34%に達していることも特徴的で、この傾向は上述の労働力構成で雇用労働力の比率が比較的高い州でとくに著しくなっている。これは雇農経営もしくは家族外労働力の採用がたんに大規模の耕地保有だけでなく、全規模にわたって混在していることを反映しており、明らかに相対的過剰人口に規定された雇農経営の性格の一端をも示すものである。なお、パンジャブ、ラージャスターン、マディヤ・プラデーシュ、グジャラート、マハーラーシュトラ、アーンドラ・プラデーシュの諸州では反対に15エーカー以上の規模に農業労働者が集中しているが、これらの州の土地改革の実績からも推定されるように、旧中間介在者やもとの大地主が雇農経営に転化しているものと考えられよう。

そこで問題となるのは、まさにこの農業労働者の性格であるが、第1次および2次の農業労働調査の結果をまとめた第34表をみれば、インド農業における賃労働が一面では半失業問題であるのと同時に、いかに前近代的要素を強く帯びた搾取関係であるかが明白となるだろう。まず農業労働者全体の40%以上が土地を所有しており、年間の農業労働就業日は平均して190日前後、とくに農業労働者の70%以上をしめる臨時雇農(casual labourer)は170日弱にしかすぎない。その賃金水準は極度に低く、支払い形態も30%以上が現物である。負債家計は全体の50%をこえ、負債額も年間収入の約半に達している。こうした実態にはいうまでもなく農村における労働力の需給関係以外の要因も強く作用しているはずである。ここで用いた2つの農業労働調査は概念規定が若干異なるので、この表だけで農業労働者の近代的プロレタリアートへの純化いかんを論ずるのは早計であるが⁽¹⁷⁾、着目すべき変化の特徴は、一方では土地なき農業労働者の比重がふえているにもかかわらず、他方では常時雇農(attached labourer)が増加し、賃金形態もむしろ現物が多くなっていることである。これはすでに検討したように中間介在者や大地主が自己耕作のために小作農を追立てて耕作地主化したことに起因するものと考えられ⁽¹⁸⁾、しかもこの常時雇農は雇

用主からの住居やその他土地の分与や負債、伝統的社会制度（とくにカースト制度）などの規制によって多くの場合完全に自由な賃労働とは性格を異にしているのである⁽¹⁹⁾。農業労働者だけでなく、独立後のインド農村の階級関係にはなお前近代的要素が根強く残存していることは、いささかデータは古くなるが、第35表のように階級関係とカースト階層に一定の相関関係があることから十分推測されよう。とくに分益小作農、農業労働者に関するかぎり土地改革による農民階梯の上昇の道は閉ざされているので、今日もなおヒンドゥー農業労働者の約85%、分益小作農の75%が下層ないし指定カーストの農民でしめられていると考えられる⁽²⁰⁾。

かくて、インド農業における大規模耕地保有には、自己耕作ないし所有地耕作の範疇では把握しえない生産関係が内在し、とくに前節第29表の規模別分布構造においてかなりはっきりした断層を呈している20～25エーカー層を境にして規模が大きくなるにしたがって、依然として前近代的性格を払拭しきれず、むしろそれを再生産しつつ搾取関係を強化している雇農経営の比重がかなり高くなっているものと思われる。こうした生産関係が直接的、間接的にインド農業の技術水準を規定し、生産力解放の足枷になっていることは否定できない。全国抽出調査第16ラウンドによれば、全保有規模の1区画平均面積は1.14エーカーにすぎず、20エーカー以上25エーカー未満では2.55エーカー、25～30エーカー規模で3.21エーカー、30～50エーカー規模で4.12エーカー、50エーカー以上の規模でようやく8.06エーカーである事実からも明らかのように⁽²¹⁾、保有地細分化の問題は是正されておらず、大規模の耕地保有はかならずしも大規模経営でないことは、上述の生産関係と無関係ではない。また農業労働者の広汎な存在それ自体も一般的には農業生産の技術装備改善の阻止作用をもたらしており、またこの経営規模層はなお度々同時に流通・信用部門における商人・高利貸しの機能をも具備しているのである⁽²²⁾。したがって、投資余力、融資信用度、農業開発計画諸施策の利用など農業経営についてあらゆる点で小農経営よりもはるかに有利な条件にあるにもかかわらず、この層はエーカー当たりの生産性でかならずしも優位に立っていないのは、大規模経営の粗放性という一般命題に帰すべき以前の問題であるといえよう⁽²³⁾。とはいっても、こうした雇農経営のおかれている客観的条件は法律的にも経済的にもかつての中間介在者や寄生地主、そして土地改革後もなお所有地を分益小作農に委ねている非耕作地主のそれとはかならずしも同一ではないのである。1965年にインド政府が打出した農政転換は、農業増産と食糧自給という至上命令のもとに、経営形態に係りなく、既存の自営農民や土地改革によって上昇してきた旧上層小作農や耕作地主化した旧中間介在者・地主などからなる富農層の農業経営を強化し、国民会議派政権による上からの土地改革の実績を最終的にインド農業に定着させようとするものであった。すでにその効果は農業生産にあらわれはじめているようであるが、それは地域的にも農民層としても限定されたものとならざるをえないのである⁽²⁴⁾。そして他方では細零規模の耕作農民、分益小作農、農業労働者など貧農層に対する階級矛盾はますます激化し、とくに階級対立の深刻な地域では、たとえば西ベンガルではダージリン地区（ナクサルバリ）において1967年春から夏にかけて数カ月続いた農民蜂起、マドラスでは同年10月のタンジョール地区（マンナルグディ）における農民闘争などのように尖鋭化した形態をとって展開して

いる。しかもこれら近年の農民闘争の基盤は独立当初までの農民運動の主たる推進基盤であった上層小作農ではなく、土地改革からも農業開発計画からも排除され、むしろより一層苛酷な搾取関係の重圧をうけている最下層の分益小作農や農業労働者であることにも注目しておかなければならない。

(1968.9.10)

〔注〕

- (1) たとえば、サミーナダーリー廃止のみについて、その影響を調査している B. Sarveswara Rao, *The economic and social effects of Zamindari abolition in Andhra*, Delhi, 1963; 小作立法については V. M. Dandekar and G. J. Khudanpur, *Working of Bombay Tenancy Act, 1948; report of investigation*; M. B. Desai, *Report of an enquiry into the working of Bombay Tenancy and Agricultural Lands Act, 1948 (as amended upto 1953) in Gujarat (excluding Baroda District)* を参照。
- (2) Govt. of India, Planning Commission, *Reports of the Committees of the Panel on Land Reforms*, pp. 99-110.
- (3) 詳しくは Grigory Kotovsky, *Agrarian reforms in India*, New Delhi, 1964, pp. 83-97 を参照。
- (4) Govt. of India, Planning Commission, *Fourth Five Year Plan; a draft outline*, p. 127.
- (5) 1961年4月現在の寄進地の総面積は435万エーカー、そのうち127万エーカーは不毛地である。(Govt. of India, Planning Commission, *Progress of land reforms*, p. 21.)
- (6) 制限法回避措置のなかで主要なものは事前の親類縁者への名目的な分割登記と売却譲渡であるが、前者の場合には経営規模は影響をうけないので、回避行為の多くは土地売却譲渡であったと考えられる。事実、西ベンガールの実態調査もこのことを立証している。(S. K. Basu and S. K. Bhattacharyya, *Land reforms in West Bengal; a study on implementation*, pp. 50-82)
- (7) Indian National Congress, *op. cit.*, p. 21; Govt. of India, Planning Commission, *Reports of the Committees of the Panel on Land Reforms*, pp. 100-101. なお、既有地の最高限度設定の際の制限水準は経済的保有地ないし家族的保有地の3倍というのが計画委員会の勧告である。
- (8) 若干州の農業経営調査 (Farm Management Surveys, 1954-55~1956-57) に基づいて算出したもので、鋤単位ではアーンドラ10エーカー、ボンベイ10エーカー、ウツタル・ブラデーシュ10エーカー、西ベンガール7.5エーカー、パンジャープ5~7.5エーカー、マドラース5エーカー、作業単位ではアーンドラ5エーカー、マドラース7.5エーカー、パンジャープ10エーカー、ウツタル・ブラデーシュ7.5エーカー、所得単位ではアーンドラ10エーカー、西ベンガール15エーカー、パンジャープ20エーカー、ウツタル・ブラデーシュ10エーカーとなっている。(A.M. Khusro, *An analysis of agricultural lands in India by size of holding and tenure* (cyclostyled), New Delhi, 1962, pp. 22-38, quoted in V. B. Singh, *Essays in Indian political economy*, New Delhi, 1967, p. 192)
- (9) K. N. Raj, "Some features of economic growth of the last decade in India", *Economic Weekly*, Vol. XIII, Nos. 5/7; Feb. 1961, quoted in Sulekh C. Gupta, "Some aspects of Indian agriculture as revealed in recent studies", *Enquiry*, No. 6; 1963, p. 46.
- (10) Sulekh C. Gupta, *ibid.*

- (11) George Rosen, *Democracy and economic change in India*, p. 170.
- (12) Govt. of India, Committee on Plan Projects, *Report of the Team for the Study of Community Projects and National Extension Service*, Delhi, 1957, Vol. II, p. 101.同様の事実は Daniel and Alice Thorner, *Land and labour in India*, pp. 14—20; C. Dube, *India's changing villages*, Ithaca, 1958, pp. 82—83; United Nations, Economic Commission for Asia and the Far East, "Capital formation in Indian agriculture; a case study in Uttar Pradesh", *Economic Bulletin for Asia and the Far East*, Vol. XII, No. 2; Sept. 1961, pp. 29—44.
- (13) 独立後の協同組合政策史には1959年1月の国民会議派ナーグプル大会、同年3月の下院 (Lok Sabha) による農村経済全体の協同化 (Village Cooperative Commonwealth) 決議という画期的な展開があったにもかかわらず、農業経営協同化の実績は1965年12月末現在5012組合、55万4080エーカーにすぎず、もちろん「国全体としては協同経営ははまだしっかり定着していない」のである。(Govt. of India, Ministry of Community Development and Cooperation, *Report of the Committee of Direction on Cooperative Farming*, New Delhi, 1965, p. 155) そしてその後の政策の重点は信用、販売、加工分野におかれ、協同経営の拡充は計画されていない。(Govt. of India, Planning Commission, *Fourth Five Year Plan; a draft outline*, pp. 135—144)
- (14) 第3次5カ年計画末期の農政転換については Govt. of India, Ministry of Food and Agriculture, *Reorientation of programmes of agricultural production*, Delhi, 1965; —do—, *Approach to agricultural development in the Fourth Five Year Plan*, Delhi, 1966; Planning Commission, *Fourth Five Year Plan; a draft outline* を参照。
- (15) 純小作は平均規模4.28エーカー、大部分が15エーカー未満の層に集中しているが、混合小作はその比重の高いパンジャブ、ジャンムー・カシミール、マイソールなどでは借地によって経営を拡大した層が存在する。(P.S.Sharma, "A study of the structural and tenurial aspects of rural economy in the light of 1961 census," *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. XX, No. 4; Oct./Dec. 1965, pp. 56—60 (Table VI))
- (16) なお、若干概念規定の変化はあるが、1951年センサスデータとの比較では2751万人から3148万人への14.44%の増加率であるが、耕作者の伸び42.58%に比べてはるかに低く、したがって耕作者100人に対する農業労働者数も39人から32人に減っている。(Govt. of India, *Census of India, 1961; paper no. 1 of 1962*, Delhi, 1962, pp. 438—439)
- (17) 第1次および2次の農業労働調査では「農業労働者」の定義が雇用概念から所得概念に変わっているため、厳密な比較は不可能である。この点については V. K. R. V. Rao ed., *Agricultural labour in India*, Bombay, 1962 を参照。
- (18) Govt. of India, Ministry of Labour and Employment, *Agricultural labour in India; report on the Second Enquiry, Vol. I: All-India*, Simla, 1960, p. 62.
- (19) Sulekh C. Gupta, *India's agrarian structure; a study in evolution*, pp. 76—78; Daniel and Alice Thorner, *op. cit.*, pp. 21—38. なお K. N. Raj は常時雇農のこうした増加は土地改革に伴う分益小作農の農業労働者への偽装であるとしている。(K. N. Raj, *Indian economic growth; performance and prospects*, Delhi, 1965, p. 11) こうした現象はもちろん前章で指摘した非公式小作の裏面である。

- (20) とはいっても、農村における土地所有関係ないし階級関係をカースト制度に還元して説明する論理とは無縁であることはいうまでもない。むしろこうした事実からこそ土地改革のもつ社会的、政治的意味が端的に表現されているのである。この点をウッタル・プラデーシュの農村社会の実態によって正しく指摘したものに Baljit Singh, *Next step in village India; a study of land reforms and group dynamics* (とくに第1～3章)がある。
- (21) Govt. of India, *National Sample Survey, 16th round (July 1960—June 1961) No. 113: Tables with notes on agricultural holdings in rural India*, Delhi, 1967, p. 22 (Table 5)
- (22) たとえば、間接的指標であるが、インド準備銀行の「1961—62年度全国農村負債・投資調査」によれば、非農業部門の事業に資金投下(現金支出のみ)を行なっている耕作農家は全体の5.4%, その総支出額は全農村家計のその71.7%であるが、全耕作農家の17.1%に当たる上位1万ルピー以上の固定資産を有する富農が総支出額の66.0%, 5000ルピー以上の35.7%の農家が82.4%をしめている。(Reserve Bank of India, “All-India rural debt and investment survey, 1961—62”, *Reserve Bank of India Bulletin*, Vol. XIX, No. 6; June 1965, p. 818, Table VII-VIII) 一方、全耕作農家のうち負債農家は66.7%にも達し、借入れ先では農業兼金貸し業者が約半分の47.1%, 政府および協同組合融資15.4%, 専門金貸業者14.7%, その他となっている。(ibid., Vol. XIX, No. 9; Sept, 1965, p. 1297, Table II)
- (23) 経営規模別の1農家当たり、1エーカー当たりの農業生産物価額と利潤額については A. M. Khusro, “Returns to scale in Indian agriculture”, *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. XIX, No. 3—4; July/Dec. 1964, pp. 51—80 を参照。なお、経営規模と生産性との関連については A. K. Sen, “Size of holdings and productivity”, *Economic Weekly*, Vol. XIV, No. 5—7; Feb. 1962 をめぐって同誌上に D. Majumdar (Special number 1963), R. Agarwala (Apr. 11, 1964), K. Bardhan (Aug. 22, 1964) の批判と A. K. Sen の回答 (Annual number, 1964; Apr. 2, 1964) がある。
- (24) D. Thorner, “India’s new farms (I—IV)”, *Statesman* (Calcutta), Nov. 1—4, 1967.

第1表 中間介在者制度廃止法の実施状況（1956年）（単位：100万エーカー）

州	面積	中間介在者 制度面積	(2) (1)	廃止法制定	(4) (1)	廃止法施行	(6) (1)	中間介在 者制度下 の面積	(8) (1)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
ア ッ サ ー ム	54.4	3.26	(6)	1.63	(3)	—	—	3.26	(3)
ビ ハ ー ル	45.0	42.75	(95)	42.75	(95)	42.30	(94)	0.45	(1)
オ リ ッ サ	38.5	16.56	(43)	16.56	(43)	16.56	(43)	—	—
ボ ン ベ イ	71.1	12.82	(18)	12.82	(18)	12.82	(18)	—	—
サウラーシュトラ	13.6	5.03	(37)	5.03	(37)	5.03	(37)	—	—
カ ッ チ	10.9	3.60	(33)	—	—	—	—	3.60	(33)
マディヤ・プラデー シュ	83.4	51.71	(62)	51.71	(62)	51.71	(62)	—	—
マディヤ・バーラト	29.8	17.29	(58)	16.99	(57)	16.99	(57)	0.30	(1)
ヴィンディヤ・プラ デーシュ	15.1	5.74	(38)	5.74	(38)	5.74	(38)	—	—
マ ド ラ ー ス	38.6	7.72	(20)	6.18	(16)	6.18	(16)	1.54	(4)
ハイデラーバード	52.6	22.09	(42)	22.09	(42)	22.09	(42)	—	—
ア ー ン ド ラ	40.7	13.02	(32)	9.77	(24)	8.95	(22)	4.07	(10)
マ イ ソ ー ル	21.3	1.28	(6)	1.28	(6)	—	—	1.28	(6)
バ ン ジャ ー ブ	23.9	—	—	—	—	—	—	—	—
ラージャスターン	88.3	51.21	(58)	49.45	(56)	39.74	(45)	11.48	(13)
ウツタル・プラデー シュ	72.6	68.24	(94)	60.98	(84)	60.98	(84)	7.26	(10)
西 ベ ン ガ ー ル	19.7	18.32	(93)	18.32	(93)	18.32	(93)	—	—
全 体	719.6	340.63	(47)	321.30	(45)	307.41	(43)	33.22	(4)

(注) かつこ内は %。

(出所) Grigory Kotovsky, *Agrarian reforms in India*, New Delhi, 1964, p. 71 (Table 11)より作成。

第2表 旧ハイデラーバード州ジャーギール地の土地所有構造の変化（単位：標準エーカー）

	1948—49	(%)	1953—54	(%)
パ ッ タ ー 地	11,820	90.8	11,692	91.0
イ ナ ー ム 地	1,198	9.2	1,152	9.0
全 体	13,018	100.0	12,842	100.0
休 閑 地	1,420	10.9	1,371	10.7
貸 付 地	1,052	8.1	1,143	8.9
抵 当 地	58	0.4	52	0.4
自 己 耕 作 地	10,488	80.6	10,276	80.0
全 体	13,108	100.0	12,842	100.0

(出所) A. M. Khusro, *Economic and social effects of Jagirdari abolition and land reforms in Hyderabad*, Hyderabad, 1958, p. 65 (Table 18)

第3表 ウットル・プラデーシュの土地改革前の保有地分類（1951—52年度）（単位：エーカー）

保有形態	全村 ^(a)	%	抽出村 ^(b)	%
1) 自耕地	7,436,701	16.55	11,089.25	20.06
2) テーケーダール, 抵当地 保有者, 旧所有者	931,232	2.07	2,119.87	3.83
3) 副所有者, 下級所有者	671,545	1.49	—	—
4) 永代保有権所持者	2,191	—	—	—
5) 固定地代小作農	821,748	1.83	—	—
6) アウドの特殊小作農	7,409	0.02	—	—
7) 占有小作農	12,576,638	27.99	17,900.92	32.38
8) 世襲小作農	18,939,407	42.15	18,473.12	33.42
9) 非占有小作農	448,069	1.00	438.84	0.79
10) 不法占拠者	1,973,923	4.39	2,772.02	5.01
11) 林地保有者	736,779	1.64	2,043.23	3.70
12) 被贈与者	389,108	0.87	445.62	0.81
全体	44,934,750	100.00	55,282.87	100.00

(注) (a) *Annual U. P. land revenue administration report* より算出。(b) 1948—49—1950—51年度の3年間の平均。

(出所) Baljit Singh and Shridhar Misra, *A study of land reforms in Uttar Pradesh*, Calcutta, 1964, p. 26 (Table No. 1)

第4表 ウットル・プラデーシュの土地改革後の保有地分類（単位：エーカー）

保有形態	全村	%	抽出村	%
ブーミダリー	15,118,697	33.28	22,599.42	36.95
シールダーリー	29,952,635	65.92	37,954.03	62.05
アサーミー	362,961	0.80	611.44	1.00
全体	45,434,293	100.00	61,164.89	100.00

(注) 全村および抽出村の面積は1957—58—1950—60年度の平均。州全体の数値は歳入庁 (Board of Revenue) の地代・保有地登記簿から算出。

(出所) Baljit Singh and Shridhar Misra, *A study of land reforms in Uttar Pradesh*, p.121 (Table No. 20)

第5表 農村家計の職業構成 (1950—51年度) (%)

	農地所有者	小作農	農 業 労 働 者			非農業就業者(失業者を含む)	全 体
			土地所有	土地なし	計		
単 純 平 均	24.9	24.6	14.0	14.8	28.8	21.7	100.0
州 加 重 平 均	22.2	27.2	15.2	15.2	30.4	20.2	100.0

(注) 全インド27州(再編成前)の抽出調査に基づく。

(出所) Govt. of India, Ministry of Labour, *Rural manpower and occupational structure; report of the First Agricultural Labour Enquiry* [以下 RMOSとして引用], Delhi, 1954, pp. 8-9, 504-505より作成。

第6表 土地保有の権利内容別耕地面積の分布 (1950—51年度) (%)

州	所有地	小作地	無料借地	州	所有地	小作地	無料借地
ア ッ サ ー ム	79.3	20.0	0.7	ク ー ル グ	29.7	66.3	4.0
ビ ハ ー ル	10.8	84.7	4.5	オ リ ッ サ	89.2	7.0	3.8
ボ ン ベ イ	73.7	26.6	0.1	パ ン ジ ャ ー ブ	69.3	30.1	0.6
サ ウ ラ ー シ ュ ト ラ	51.8	47.9	0.3	P E P S U	73.4	26.0	0.6
カ ッ チ	77.0	22.2	0.8	ウ ッ タ ル ・ プ ラ デ ー シ ュ	21.5	77.8	0.7
マ デ イ ヤ ・ プ ラ デ ー シ ュ	29.2	70.1	0.7	西 ベ ン ガ ー ル	22.3	74.3	3.4
マ デ イ ヤ ・ バ ー ラ ト	70.2	27.0	2.8	ジ ャ ン ム ー ・ カ シ ミ ー ル	77.9	19.7	2.4
ボ ー パ ー ル	90.0	9.6	0.4	ラ ー ジ ャ ス タ ー ン	42.7	50.2	7.1
ビ ラ ー ス プ ル	84.3	15.5	0.2	ア ジ メ ー ル	36.0	58.6	5.4
ヴ ィ ン デ イ ヤ ・ プ ラ デ ー シ	88.7	11.1	0.2	ト ラ ヴ ァ ー ン コ ー ル ・ コ ー チ ー ン	65.8	33.8	0.4
ユ マ ド ラ ー ス	78.3	20.1	1.6				
ハ イ デ ラ ー バ ー ド	84.2	14.8	1.0				
マ イ ソ ー ル	85.3	14.0	0.7	全 イ ン ド	56.8	41.3	1.9

(出所) Govt. of India, RMOS, p. 521 (Appendix VI, Table 9) より算出。

第7表 農村家計の職業構成 (1961年)

耕 作	耕作・家内工業兼業	家内工業	そ の 他	農村家計合計
8,554,821	831,010	592,400	3,729,176	13,707,407
(62.4)	(6.1)	(4.3)	(27.2)	(100.0)

(注) センサス・データによる20%抽出調査。家内工業は非登録工場のみ。農業労働者は「その他」の項目に含まれている。かっこ内は%。

(出所) Govt. of India, *Census of India, 1961, Vol. I: India, Part III: Household economic tables (ii)* [以下 COIHET (ii)として引用], Delhi, 1964, pp. 18-19 (Table B-X)

第8表 土地保有の権利内容別耕作農家 (h) および耕地面積 (a) の分布 (1961年) (農村地域) (%)

州	所有地耕作		純小作		混合小作	
	(h)	(a)	(h)	(a)	(h)	(a)
ジャンムー・カシミール	58.21	53.06	7.90	7.05	33.89	39.89
パ ン ジ ャ ー プ	51.66	51.40	13.76	9.77	34.58	38.83
ラ ー ジ ャ ス タ ー ン	88.96	89.01	3.87	2.55	7.17	8.44
ウ ッ タ ル ・ プ ラ デ ー シュ	89.53	91.39	3.22	1.69	7.25	6.92
マ デ イ ヤ ・ プ ラ デ ー シュ	80.21	80.09	5.55	3.28	14.24	16.63
ビ ハ ー ル	67.82	67.82	7.35	7.35	24.83	24.83
オ リ ッ サ	77.83	78.09	4.89	2.87	17.28	19.04
西 ベ ン ガ ー ル	65.64	65.05	13.34	10.18	21.02	24.77
ア ッ サ ー ム	62.91	65.37	15.39	9.36	21.70	25.27
グ ジ ャ ラ ー ト	86.54	86.67	4.07	2.62	9.39	10.71
マ ハ ー ラ ー シ ュ ト ラ	78.49	77.31	7.29	3.84	14.22	18.85
ア ー ン ド ラ ・ プ ラ デ ー シュ	78.98	76.68	6.28	3.68	14.74	19.64
マ イ ソ ー ル	70.47	67.38	10.11	4.84	19.42	27.78
ケ ー ラ ー	54.90	42.79	32.53	34.72	12.57	22.49
マ ド ラ ー ス	76.21	78.08	10.96	6.64	12.83	15.28
全 イ ン ド (a)	76.86	77.59	7.66	4.22	15.48	18.19

(注) (a) 農家については中央政府直轄領が含まれているが、耕地面積では除外。引用文献の計算上のミスは原資料によって訂正した。

(出所) P. S. Sharma, "A study of the structural and tenurial aspects of rural economy in the light of 1961 census", *Indian Journal of Agricultural Economics* [以下 *IJAE* として引用], Vol. XX, No. 4; Oct./Dec., 1965, p. 49 (Table II)

(資料) Govt. of India, *COIHET (i), (ii)*, Table B-XI.

第9表 ウットル・プラデーシュにおけるザミンダーリー地の規模別分布 (1951—52年度)

規 模	所 有 地		自 耕 地		所有地にしめる自耕地(%)	
	ザミンダー(%)	面積 (%)	ザミンダー(%)	面積 (%)	ザミンダー	面積
5 エーカー未満	2,869(66.11)	3,722.86(4.94)	2,369(81.55)	2,590.18(21.04)	82.52	69.58
5 — 10	455(10.48)	3,534.98(4.69)	251(8.64)	1,815.54(14.74)	55.16	51.36
10 — 25	434(10.00)	6,948.92(9.22)	199(6.85)	2,935.60(23.85)	45.85	42.25
25 — 50	292(6.73)	10,328.23(13.70)	57(1.96)	2,194.99(17.83)	19.52	21.25
50 — 100	145(3.34)	10,378.16(13.76)	20(0.69)	1,369.72(11.13)	13.79	13.20
100 — 200	79(1.82)	10,977.31(14.56)	8(0.28)	1,123.47(9.13)	10.13	10.23
200 — 500	45(1.04)	13,323.59(17.67)				
500 — 1000	18(0.41)	12,277.03(16.28)	1(0.03)	280.05(2.27)	1.52	0.95
1000エーカー以上	3(0.07)	3,909.00(5.18)				
全 体	4,340(100.00)	75,400.08(100.00)	2,905(100.00)	12,309.55(100.00)	66.94	16.33

(注) 抽出81村の調査に基づく。

(出所) Baljit Singh and Shridhar Misra, *A study of land reforms in Uttar Pradesh*, pp. 28, 33-34 (Table Nos. 2, 4, 5) より作成。

第10表 土地保有の権利内容別農家分布^(a) (1961年)

州	所有地耕作者(%)	小作農(%)	非耕作地主(%)	全体(%)
アンドラ・プラデーシュ	116,829 (72.99)	25,406 (15.87)	17,827 (11.14)	160,062 (100.00)
ア ッ サ ー ム	86,498 (63.73)	27,163 (20.01)	22,065 (16.26)	135,726 (100.00)
ビ ハ ー ル	221,944 (63.35)	128,409 (36.65)	—	350,353 (100.00)
グ ジャ ラ ー ト	67,147 (86.14)	8,760 (11.24)	2,046 (2.62)	77,953 (100.00)
ジャンムー・カシミール	7,829 (68.59)	2,611 (22.88)	973 (8.53)	11,413 (100.00)
ケ ー ラ	90,205 (68.78)	40,939 (31.22)	—	131,144 (100.00)
マディヤ・プラデーシュ	48,802 (81.12)	7,878 (13.10)	3,480 (5.78)	60,160 (100.00)
マ ド ラ ー ス	79,029 (76.75)	20,856 (20.74)	3,090 (3.00)	102,975 (100.00)
マハーラーシュトラ	103,837 (77.47)	23,571 (17.59)	6,617 (4.94)	134,025 (100.00)
マ イ ソ ー ル	53,490 (66.62)	17,896 (22.29)	8,904 (11.09)	80,290 (100.00)
オ リ ッ サ	81,151 (78.94)	15,392 (14.96)	6,283 (6.10)	102,826 (100.00)
パ ン ジャ ー ブ	17,368 (52.14)	10,917 (32.77)	5,028 (15.09)	33,313 (100.00)
ラージャスターン	65,672 (94.12)	3,179 (4.56)	923 (1.32)	69,774 (100.00)
ウッタール・プラデーシュ	76,985 (88.70)	9,247 (10.65)	565 (0.65)	86,797 (100.00)
西 ベ ン ガ ー ル	71,432 (70.23)	22,004 (21.63)	8,281 (8.14)	101,717 (100.00)
全 イ ン ド ^(b)	1,203,236 (72.37)	370,761 (22.30)	88,671 (5.33)	1,662,668 (100.00)

(注) (a) 1961年センサスの2.5%抽出調査に基づく。部族地域 (Tribal Area) の家計は含まれない。

(b) 中央政府直轄領を含む。

(出所) Govt. of India, *Census of India, 1961, Vol. I: India, Part XI-A(i): Land tenures in India* [以下 *COILTI* として引用], Delhi, 1966, p. vii (Table II) より作成。

第11表 所有地耕作農家の土地に対する権利内容別分布 (1961年) (%)

州・中央政府直轄領	全	ラ イ ヤ ト (永代・譲渡・世襲・転賃・世賃権)	ラ イ ヤ ト (渡権・永代・世襲・転賃・世賃・譲)	ラ イ ヤ ト (渡制限・永代・世襲・譲)	非 (特殊所有制度)	暫 者 (暫定的譲受者)	政 府 地 (政府地の不法占拠)	移 住 耕 作 者	未 分 類
ア ー ン ド ラ ・ プ ラ デ ー シ ュ	100.00	85.11	—	—	3.66	0.96	10.27	—	—
ア ッ サ ー ム	100.00	62.83	—	7.17	0.30	27.08	0.37	2.25	—
ビ ハ ー ル	100.00	70.04	—	27.84	0.87	0.75	0.44	—	0.06
グ ジャ ラ ー ト	100.00	68.41	26.61	1.71	0.70	1.31	0.00	—	1.26
ジャンムー・カシミール	100.00	85.46	—	5.24	—	7.87	0.66	—	0.77
マディヤ・プラデーシュ	100.00	—	77.11	19.30	0.11	1.67	1.31	—	0.50
マ ド ラ ー ス	100.00	79.97	—	—	17.45	0.60	1.98	—	—
マハーラーシュトラ	100.00	92.67	—	4.43	1.24	1.57	—	—	0.09
マ イ ソ ー ル	100.00	95.85	—	—	1.93	2.13	0.09	—	—
オ リ ッ サ	100.00	84.50	—	6.54	5.50	1.09	2.00	0.34	0.03
パ ン ジャ ー ブ	100.00	99.10	—	—	—	0.90	—	—	—
ラージャスターン	100.00	84.10	—	7.69	0.01	2.40	0.05	—	5.75
ウッタール・プラデーシュ	100.00	—	37.09	59.59	2.99	0.33	—	—	—
西 ベ ン ガ ー ル	100.00	96.13	—	2.02	0.17	1.35	0.11	—	0.22
デ リ	100.00	98.98	—	—	—	0.20	—	—	0.82
ヒマーチャル・プラデーシュ	100.00	—	93.72	3.92	0.25	1.34	—	—	0.77
全 イ ン ド	100.00	71.00	7.86	12.77	2.75	3.22	1.56	0.26	0.58

(注) 1961年センサスの2.5%抽出調査。部族地域の家計は含まれない。全インドには他の中央政府直轄領も入っているが、ケーララは所有制度の特殊性から除外されている。

(出所) Govt. of India, *COILTI*, p. xii (Table V.3)

第12表 土地改革前における1エーカー当たりの小作料^(a)

州	小 作 農 (上層)			又 小 作 農	
	平均 Rs. A. P.	最高 Rs. A. P.	最低 Rs. A. P.	平均 Rs. A. P.	粗生産物ないし純 生産物定率分割
ア ッ サ ー ム	5-13-0 (永代地租査定地域)			{6-15-0 (暫定地租査定地) 粗生産物の $\frac{1}{2}$ 11-10-0 (永代地租査定地)	
西 ベ ン ガ ー ル	3-15-0	8-3-0 (Howrah)	2-1-0 (Bankura)	7-3-0	
ビ ハ ー ル	2-15-9	7-8-0	0-8-6	推計値なし	粗生産物の $\frac{1}{2}$
中 央 州	0-15-10	1-15-3	0-7-0	26-9-9 (最高額)	—
マ ド ラ ー ス	{7-0-0 ^(b) 8-0-0				生産物の $\frac{2}{3}$ ~ $\frac{3}{4}$
オ リ ッ サ	2-12-0	18-0-0 (Ganjam)	— (Sambalpur)	—	粗生産物の $\frac{2}{3}$
東パンジャープ				—	粗生産物の $\frac{1}{2}$ ~ $\frac{1}{4}$
連 合 州	5-8-6	7-1-2 (Audh の非占 有小作農)	1-15-0 (Agra の永代 保有権所持者)	8-3-2	

(注) (a) 1ルピー=16アンナ=64パイサー。(b)ベンガール地租委員会報告(1940年)によればライヤトワ
ーリー灌漑地の地租額。ザミーンダーリー小作農の平均負担額は3ルピー14アンナとなっている。

(出所) Indian National Congress, *Report of the Congress Agrarian Reforms Committee*, New
Delhi, 1949, p. 38.

第13表 州別地租負担率 (1959-60年度実績) (単位:ルピー)

州	1エーカー当 たりの地租額	1エーカー当 たりの粗生産 物価額 ^(a)	粗生産物価額 に対する地租 の比率 (%)
アーンドラ・プラデーシュ	3.50	188.23	1.86
ア ッ サ ー ム	4.52	370.87	1.22
ビ ハ ー ル	3.61	186.83	1.93
ボ ン ベ イ	1.65	{153.10 ^(b) 152.24 ^(c)	1.08
ケ ー ラ ラ	2.89	521.56	0.55
マディヤ・プラデーシュ	2.40	125.29	1.92
マ ド ラ ー ス	2.93	338.92	0.87
マ イ ソ ー ル	1.60	167.41	0.96
オ リ ッ サ	1.39	208.21	0.67
パ ン ジ ャ ー プ	2.55	175.83	1.45
ラ ー ジャ ス タ ー ン	2.13	84.41	2.52
ウ ッ タ ル ・ プ ラ デ ー シ ュ	4.98	199.88	2.49
西 ベ ン ガ ー ル	3.88	348.84	1.11

(注) (a) 州内平均価格に基づく1960-61年度数値。(b)グジャラート。(c) マハーラーシュトラ。

(出所) 粗生産物価額推計は National Council of Applied Economic Research, *Agricultural income
by States, 1960-61*, New Delhi, 1963, p.30 (Table 2)。地租額については Kedarnath
Prasad, *The economics of a backward region in a backward country; a case study of Bihar
in relation to other States of India*, Calcutta, 1967, Vol. 1, p. 418 (Table No. 211)

第14表 農業・非農業部門間の金融

(単位:100万ルピー)

	1951-52			1957-58		
	総合	農業	非農業	総合	農業	非農業
1. NNP (市場価格)	99,753.1	50,226.6	49,526.5	113,957.3	52,828.6	61,028.7
2. 純資本形成	6,930.5	2,275.7	4,654.8	12,727.7	2,414.5	10,313.2
3. 民間貯蓄	3,112.5	1,949.8 ^(a)	1,162.7	7,037.5	2,050.8 ^(a)	4,986.7
4. 民間投資	2,724.5	1,421.7	1,302.8	1,963.7	716.5	1,247.2
5. 民間貯蓄余剰(3-4)	388.0	528.1	-140.1	5,073.8	1,334.3	3,739.5
6. 政府貯蓄	2,062.0	482.5	1,440.5	1,144.2	302.6	841.6
7. 政府投資	4,206.0	854.0	3,352.0	10,764.0	1,698.0	9,066.0
8. 政府貯蓄余剰(6-7)	-2,283.0	-371.5	-1,911.5	-9,619.8	-1,395.4	-8,224.4
9. 貯蓄余剰合計(5+8)	-1,895.0	156.6	-2,051.6	-4,546.0	-61.1	-4,484.9
10. 政府消費振当税収 ^(b)	6,817.0	1,710.5	5,106.5	11,455.8	3,030.4	8,425.4
11. 政府消費	6,817.0	3,432.4	3,384.6	11,455.8	5,310.9	6,144.9
12. 税収余剰(10-11)	0	-1,721.9	1,721.9	0	-2,280.5	2,280.5
13. 純余剰(9+12)	-1,895.0	-1,565.3	-329.7	-4,546.0	-2,341.6	-2,204.4
14. 純対外借入れ	1,895.0			4,546.0		

(注) (a) 農村家計部門の貯蓄。(b) 税収総額と政府貯蓄の差額。すべての直接税—地租と農業所得税を除く—は税収総額に対する寄与率に応じて非農業(都市)部門へ配分され、間接税は農村所得と都市所得の間接税負担推定額を基礎として配分されている。

(出所) United Nations, Economic Commission for Asia and the Far East, *Economic survey of Asia and the Far East, 1964*, Bangkok, 1965, p. 67 (Table II-A-3) より作成。

第15表 小作立法による土地所有権の移転

州	小作農 (1000人)	面積 (1000エーカー)	州	小作農 (1000人)	面積 (1000エーカー)
グジャラート	462	1,408	西ベンガール	—	800
マハーラーシュトラ	618	1,674	アーンドラ・プラデーシュ (テランガーナー)	33	202
パンジャーブ	22	147	デリー	29	39
マディヤ・プラデーシュ	358	—	ヒマーチャル・プラデーシュ	24	28
ウッタル・プラデーシュ	1,500	2,000	ヌト	10	12

(出所) Govt. of India, Planning Commission, *Fourth Five Year Plan; a draft outline*, Delhi, 1966, p. 126.

第16表 借地(非占有小作地)比率の変化 (%)

規 模	所 有 地 ^(a)		借 地 (非占有小作地)	
	1959—60	1953—54	1959—60	1953—54
1 エーカー未満	75.07	71.55	24.93	28.45
1.00 — 2.49	81.18	73.36	18.82	26.64
2.50 — 4.99	83.48	74.95	16.52	25.05
5.00 — 7.49	85.36	78.01	14.64	21.99
7.50 — 9.99	86.42	79.71	13.58	20.29
10.00 —14.99	88.06	81.53	11.94	18.47
15.00 —29.99	88.92	81.11	11.08	18.89
30.00 —49.99	89.87	79.78	10.13	20.22
50エーカー以上	92.33	82.16	7.67	17.84
全 体	87.47	79.66	12.53	20.34

(注) (a) 占有小作権など上級小作権の借地も含む。

(出所) Govt. of India, *National Sample Survey* [以下 *NSS* と引用], *8th round, No. 30: Report on land holdings (2)*, Delhi, 1960, p.21 (Table 5.6); *NSS, 16th round, No. 113: Tables with notes on agricultural holdings in rural India*, Delhi, 1967, p.26 (Table 7) より作成。

第17表 旧ハイデラーバード州の耕地保有の変化 (単位: 標準エーカー)

	1948—49	(%)	1953—54	(%)	変化率 (%)
1. ジャーギール地					
1) 自己耕作地	62,437	(83.3)	71,268	(86.4)	14.1
2) 小作地	10,793	(14.4)	9,816	(11.9)	-9.1
3) 分益小作地	1,724	(2.3)	1,402	(1.7)	-18.7
4) 全 体	74,954	(100.0)	82,486	(100.0)	10.0
2. ディワーニー地					
1) 自己耕作地	12,896	(71.9)	14,351	(78.5)	11.4
2) 小作地	3,871	(21.6)	2,871	(15.7)	-25.8
3) 分益小作地	1,165	(6.5)	1,060	(5.8)	-9.0
4) 全 体	17,922	(100.0)	18,282	(100.0)	2.0

(出所) A. M. Khusro, *Economic and social effects of Jagirdari abolition and land reforms in Hyderabad*, pp. 71—74 (Table 22—25) より作成。

第18表 旧ハイデラーバード州の1954—55年度における法定保護小作農(1951年)の地位の変化 (%)

要 因	不変	土壌購入	自発的 土地返還	合法的 取戻し	不法 取戻し	その他
ジャーギール地	45.39	12.42	17.83	2.58	22.14	0.12
ディワーニー地	61.38	19.69	6.39	0.79	6.65	4.86

(出所) A. M. Khusro, *Economic and social effects of Jagirdari abolition and land reforms in Hyderabad*, p. 40 (Table 8)

第19表 旧ボンベイ州ゲジャラート地方の経営形態別面積分布の変化 (%)

	1945 —46	1946 —47	1947 —48	1948 —49	1949 —50	1950 —51	1951 —52	1952 —53	1953 —54
1. ライヤトワーリー地 ^(a)									
1) 自作	16.6	15.3	15.0	18.0	18.1	15.9	17.7	17.9	20.4
2) 雇用労働	0.6	0.6	1.8	1.2	1.0	0.7	1.4	1.7	2.2
3) 小作	82.8	84.1	83.2	80.8	80.9	83.4	80.9	80.4	77.4
4) 全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2. 非ライヤトワーリー地 ^(a)									
1) 自作	4.1	6.1	9.2	12.0	16.2	14.8	13.7	13.6	14.4
2) 雇用労働	3.2	2.1	2.0	2.0	3.0	3.5	3.2	3.2	4.8
3) 小作	92.7	91.8	88.8	86.0	80.8	81.7	83.1	83.2	80.8
4) 全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) (a) 抽出地域には継続的な自作地は含まれていない。

(出所) M. B. Desai, *Report of an enquiry into the working of Bombay Tenancy and Agricultural Lands Act, 1948 (as amended upto 1953) in Gujarat (excluding Baroda District)*, Bombay, 1958, pp. 56—57 (Table 5.3 A)

第20表 旧ボンベイ州マハーラーシュトラ・カルナータカ地方における小作地比率の変化と規定要因 (%)

	1948—49	1949—50	1950—51	1951—52	1952—53
1. 耕地面積全体に対する小作地比率	30.9	30.4	29.9	28.6	26.9
2. 前年度の小作地に対する					
1) 地主の取戻し	—	8.8	10.0	9.0	12.7
2) 小作農の土地購入	—	0.9	0.7	1.0	1.6
3) 不変	—	80.9	80.3	81.1	78.6
4) 小作農交代	—	9.4	9.0	8.9	7.1
3. 前年度の自己耕作地に対する小作地への転換面積	—	3.5	3.8	2.6	3.3

(出所) V. M. Dandekar and G. L. Khudanpur, *Working of Bombay Tenancy Act, 1948; report of investigation*, Poona, 1957, pp. 27—30 (Table Nos. 4.1—4.3) より作成。

第21表 ウッタル・プラデーシュの又小作・分益小作地 (単位: エーカー)

	ザミーンダーリー廃止前	ザミーンダーリー廃止後	変化率(%)
1) 全耕地面積	5,931.06 (100.00)	5,528.00 (100.00)	- 6.86
2) 又小作地	294.50 (4.96)	101.51 (1.83)	-65.53
3) 分益小作地	534.55 (9.02)	479.17 (8.67)	-10.36
4) 2) + 3)	829.05 (13.98)	580.68 (10.50)	-29.95

(注) 抽出調査に基づき、かっこ内は%。又小作は改革前のシクミー (Shikmi), 改革後はアサーミー。

(出所) Baljit Singh and Shridhar Misra, *A study of land reforms in Uttar Pradesh*, pp. 158—161 (Table Nos. 30, 31) より作成。

第22表 西ベンガールの地区別耕地面積に於ける分益小作地の比率 (%)

地 区	1940ベンガ ール地租 委員会調査	1941 センサス	1951 センサス	1961 実態調査
Burdwan	25.2	25.2	29.2	25.0
Birbhum	24.8	24.8	22.1	—
Bankura	29.2	29.2	27.4	—
Midnapur	17.1	17.1	19.0	36.0
Hoogly	30.5	30.5	20.4	—
Howrah	23.4	23.4	15.0	—
24 Parganas	22.3	22.3	13.3	26.0
Nadia	24.1	24.1	15.6	—
Murshidabad	25.8	25.8	20.2	30.0
Maldah	9.6	9.6	18.2	27.0
Dinajpur	14.5	14.5	21.4	28.0
Jalpaiguri	25.9	25.9	32.0	46.0
Dargeeling	—	—	7.9	—
Cooch Behar	—	—	19.8	31.0
Purulia	—	—	—	—
全 州	22.5	22.6	20.3	—

(出所) Govt. of India, Planning Commission, *Implementation of land reforms; a review*, Delhi, 1967, p. 156.

(資料) 1961年については S. K. Basu and S. K. Bhattacharyya, *Land reforms in West Bengal; a study on implementation*, Calcutta, 1964, p. 41 (Table 4.5)

第23表 小作農家に対する非耕作地主家計の比率^(a) (1961年) (%)

州	全耕作農 家にしめ る小作農 の比率	小作農家 に対する 非耕作地 主の比率	州	全耕作農 家にしめ る小作農 の比率	小作農家 に対する 非耕作地 主の比率
アーンドラ・プラデーシュ	17.86	70.17	マ ド ラ ー ス	20.88	14.82
旧 マ ド ラ ー ス 地方	18.11	17.45	マ イ ソ ー ル	25.07	49.75
旧ハイデラーバード地方	17.45	62.49	旧 マ イ ソ ー ル 地方	19.11	75.15
ア ッ サ ー ム	23.90	81.23	旧 ボ ン ベ イ 地方	33.27	32.48
ビ ハ ー ル	36.65	—	旧ハイデラーバード地方	17.65	63.68
グ ジャ ラ ー ト	11.54	23.36	旧 ク ー ル グ 地方	32.22	73.76
旧 ボ ン ベ イ 地方	14.39	20.58	旧 マ ド ラ ー ス 地方	45.60	17.15
旧サウラーシュトラ地方	2.34	85.55	オ リ ッ サ	15.94	40.82
旧 カ ッ チ 地方	17.31	11.79	パ ン ジ ャ ー ブ	38.60	46.06
マ ハ ー ラ ー シュトラ	18.50	28.07	旧パンジャーブ地方	37.46	48.58
旧 ボ ン ベ イ 地方	21.19	21.15	旧 P E P S U 地方	41.02	41.14
旧ハイデラーバード地方	16.26	54.06	ラ ー ジ ャ ス タ ー ン	4.62	29.03
旧マディヤ・プラデーシュ 地方	6.56	60.47	ウ ッ タ ル ・ プ ラ デ ー シ ュ	10.72	6.11
ジャンムー・カシミール	25.01	37.27	西 ベ ン ガ ー ル	23.55	37.78
ケ ー ラ ー ラ	31.22	—			
マディヤ・プラデーシュ	13.90	44.17	全 イ ン ド ^(b)	23.56	23.95

(注) (a) 1961年センサスの2.5%抽出調査に基づき、部族地域の家計は含まない。(b) 中央政府直轄領をも含む。

(出所) Govt. of India, *COILTY*, p. viii (Table III)

第24表 非占有小作に定める各種小作形態の比率 (%)

1953—54	公 式 契 約			非 公 式 契 約			その他
	金 納	定 額 納 物	生 産 物 定 率 分 割	金 納	定 額 納 物	生 産 物 定 率 分 割	
家 計 ^(a)	15.17	4.45	7.09	13.79	3.51	20.84	50.18
面 積	16.43	4.36	9.12	16.49	3.46	27.44	22.70
1959—60	定額金納	定額物納	生産物定率分割	3形態混合	サービス供与	無料小作	その他
家 計 ^(a)	23.02	11.53	43.94	1.06	7.06	13.57	21.30
面 積	20.67	9.58	42.94	0.88	2.63	5.98	17.32

(注) (a) 1家計が複数の項目に及ぶこともあるため合計値は100%をこえる。

(出所) Govt. of India, NSS, 8th round, No. 30: Report on land holdings (2), p. 24 (Table 5.9); NSS, 16th round No. 113: Tables with notes on agricultural holdings in rural India, pp.23—26 (Table 6—7) より作成。

第25表 小作形態別の農家分布^(a) (1961年) (%)

州・中央政府直轄領	全 体	永代権・世襲・譲	永代譲渡不可・世襲権	譲渡不可	抵当地保有	無 料 小 作	一 般 小 作			分 益 (小作権なし)	又小作以下の関係	未 分 類
							定 額 金 納	定 額 物 納	生 産 物 定 率 分 割			
アーンドラ・プラデーシュ	100.00	0.04	0.29	0.66	0.24	16.20	9.75	72.82	—	—	—	
ア ッ サ ム	100.00	11.73	3.19	0.20	0.07	17.06	13.00	0.95	53.54	0.26	—	
ビ ハ ル	100.00	—	0.03	22.83	0.56	14.58	2.62	59.22	—	0.00	0.16	
グ ジャ ラ ー ト	100.00	26.46	6.00	1.37	0.07	44.40	—	17.00	—	—	4.70	
ジャンムー・カシミール	100.00	16.78	20.95	0.69	0.19	9.46	1.30	45.15	—	—	5.48	
マディヤ・プラデーシュ	100.00	—	—	2.51	0.28	25.00	2.32	57.40	—	8.72	3.77	
マ ド ラ ス	100.00	0.73	—	13.89	1.42	36.56	20.32	27.08	—	—	—	
マハーラーシュトラ	100.00	1.11	3.14	0.30	0.07	72.68	0.41	20.68	—	0.50	1.11	
マ イ ソ ー ル	100.00	4.14	—	0.06	0.26	41.23	18.01	36.30	—	—	—	
オ リ ッ サ	100.00	16.79	0.90	6.87	14.68	8.18	2.30	49.14	—	—	1.05	
パ ン ジャ ー ブ	100.00	—	—	10.32	0.08	21.59	0.97	66.70	0.33	0.01	—	
ラ ー ジャ ス タ ー ン	100.00	—	1.10	3.74	1.98	12.46	0.03	56.25	1.32	12.24	10.88	
ウ ッ タ ル ・ プ ラ デ ー シ ュ	100.00	0.10	3.75	—	0.04	2.90	0.14	92.94	0.13	—	—	
西 ベ ン ガ ー ル	100.00	0.03	—	0.24	1.56	—	—	0.16	95.19	—	2.82	
デ リ	100.00	—	—	—	—	11.11	—	80.25	—	—	8.64	
ヒマーチャル・プラデーシュ	100.00	—	79.88	6.29	0.74	2.44	1.48	8.36	—	0.07	0.74	
全 イ ン ド ^(b)	100.00	3.30	1.35	10.76	1.17	21.36	5.44	43.87	11.43	0.45	0.87	

(注) (a) 1961年センサスの2.5%抽出調査に基づく。(b) 部族地域およびケーララは除外しているが、その他の中央政府直轄領はすべて含む。

(出所) Govt. of India, COITI, p. XX (Table VI. 3)

第26表 灌漑普及地および多雨地域の小作地比率 (1961年)

(%)

州	灌漑普及地域 ^(a)			多雨地域 ^(b)		
	純小作	混合小作	全体	純小作	混合小作	全体
アーンドラ・プラデーシュ ^(c)	6.5	21.6	28.1	—	—	—
ア ッ サ ー ム	6.1	16.5	22.6	8.3	28.9	37.2
ビ ハ ー ル	2.6	22.8	25.4	3.6	27.2	30.8
グ ジャ ラ ー ト ^(d)	—	—	—	4.7	15.2	19.9
ジャンムー・カシミール	1.8	42.7	44.5	17.1	27.6	44.7
ケ ー ラ ラ	50.1	34.3	84.4	34.1	20.8	54.9
マディヤ・プラデーシュ ^(d)	—	—	—	3.2	15.5	18.7
マ ド ラ ー ス	21.1	26.6	47.7	5.0	17.5	22.5
マ イ ソ ー ル ^(d)	—	—	—	22.3	28.0	50.3
オ リ ッ サ ^(d)	—	—	—	2.8	19.2	22.0
パ ン ジャ ー ブ	7.5	46.5	54.0	12.5	21.4	33.9
ラージャスターン ^(c)	1.9	9.6	11.5	—	—	—
マハーラーシュートラ ^(d)	—	—	—	5.8	19.7	25.5
ウッタル・プラデーシュ	0.6	2.6	3.2	0.7	5.0	5.7
西 ベ ン ガ ー ル	6.5	17.1	23.6	10.5	25.3	35.8
全 イ ン ド	6.8	28.5	35.3	5.9	21.7	27.6

(注) (a) 粗灌種面積の50%以上が灌漑されている地域。(b) 年間降雨量1150ミリ以上の地域。(c) 多雨地域なし。(d) 灌漑普及地域なし。

(出所) A. K. Sen and T. C. Varghese, "Tenancy and resource allocation", *Seminar*, No. 81; May 1966, p. 29 (Table 1)

(資料) Govt. of India, *COIHET (i), (ii) and States tables* (Table B-XI)

第27表 経営の規模別分布と変化

(%)

規 模	家 計 数			経 営 面 積		
	1951	1953—54	増 減	1951	1953—54	増 減
0.01 エーカー未満	5.9	6.3	0.4	—	—	—
0.01—2.49	49.2	48.5	-0.7	7.6	5.9	-1.7
2.50—4.99	14.3	15.9	+1.6			
5.00—7.49	9.5	9.3	-0.2	11.4	10.5	-0.9
7.50—9.99	4.8	5.6	+0.8			
10.00—14.99	6.1	5.5	-0.6	13.1	12.6	-0.5
15.00—24.99	4.9	4.9	—			
25.00 エーカー以上	5.3	4.0	-1.3	33.4	33.3	-0.1

(注) 1951年は作付地, 1953—54年度は家計経営地。

(出所) Govt. of India, *NSS, 8th round, No. 10: First report on land holdings (rural sector)*, Delhi, 1958, p. 36 (Table 6.7)

第28表 既在地に対する最高限度設定法の概要

州	法制定 発効年	土地移譲 禁止年月	最高保有 限度 (エーカー)	適用基準 (a)
アーンドラ・プラデーシュ	1961	1961. 2.21	27~324	個人保有地(追加保有可)
ア ッ サ ー ム	1958	1955.11.12	50	家族全体の保有地(追加保有不可)
ビ ハ ー ル	1961	1959.10.22	20~ 60	個人保有地(追加保有可)
グ ジャ ラ ー ト	1961	1959. 1.15	38~132	家族全体の保有地(追加保有不可)
ジャンムー・カシミール	1950	—	20 $\frac{3}{4}$	個人保有地(追加保有不可)
ケ ー ラ ラ	1961	1957.12.18	15~37 $\frac{1}{2}$	家族全体の保有地(追加保有可)
マディヤ・プラデーシュ	1961	—	25~ 75	個人保有地(追加保有可)
マ ド ラ ー ス	1961	1960. 6. 4	24~120	家族全体の保有地(追加保有可)
マハーラーシュトラ	1961	1959. 8. 4	18~126	同 上
マ イ ソ ー ル	1961	—	27~216	同 上
オ リ ッ サ	1960	—	25~100	個人保有地(追加保有可)
パ ン ジャ ー ブ				
{ パ ン ジャ ー ブ	1955	1953. 8.15	30~ 60 ^(b)	個人保有地(追加保有不可)
{ P E P S U	1955	1953. 8.15	30~ 80 ^(c)	同 上
ラ ー ジャ ス タ ー ン	1960	1958. 2.25	30(標準エーカー) ^(d)	家族全体の保有地(追加保有可)
ウ ッ タ ル ・ プ ラ デ ー シ ュ	1961	1959. 8.20	40~ 80	個人保有地(追加保有可)
西 ベ ン ガ ー ル	1955	1953. 5. 5	25	個人保有地(追加保有不可)

(注) (a) 制限の対象, および一定規模をこえる家族数の場合追加保有が許されるかどうかについてである。(b) 難民については50~100エーカー。(c) 難民については40~100エーカー。(d) 1標準エーカーは小麦1マウンドを生産する面積。

(出所) Govt. of India, Planning Commission, *Progress of land reforms*, Delhi, 1963, pp. 62—72 (Annexure VIII, IX, X) より作成。

第29表 経営の規模別分布と変化(農業経営地) (%)

規 模	家 計 数			経 営 面 積		
	1953—54	1959—60	増 減	1953—54	1959—60	増 減
0.50エーカー未満	11.71	10.92	-0.79	0.30	0.39	+0.09
0.50—0.99	8.01	8.50	+0.49	0.77	0.93	+0.16
1.00—2.49	19.42	21.28	+1.86	4.36	5.39	+1.03
2.50—4.99	20.86	22.26	+1.40	10.01	12.17	+2.16
5.00—7.49	12.17	11.85	-0.32	9.90	10.88	+0.98
7.50—9.99	7.56	7.00	-0.56	8.72	9.07	+0.25
10.00—14.99	7.75	7.61	-0.14	12.53	13.85	+1.32
15.00—19.99	4.33	3.67	-0.66	9.94	9.42	-0.52
20.00—24.99	2.32	2.17	-0.15	6.85	7.20	+0.35
25.00—29.99	1.60	1.35	-0.25	5.81	5.53	-0.28
30.00—49.99	2.74	2.32	-0.42	13.80	12.99	-0.81
50.00 エーカー以上	1.53	1.07	-0.46	17.01	12.18	-4.83
全 体	100.00	100.00		100.00	100.00	
平均規模(エーカー)	—	—		7.53	6.65	

(出所) 1953—54年度については Govt. of India, NSS, 8th round, No. 30: Report on land holdings (2), p. 43 (Table 2)。1959—60年度については Govt. of India, NSS, 16th round, No. 113: Tables with notes on agricultural holdings in rural India, Delhi, 1967, p.21 (Table 3)

第30表 耕地保有の権利内容と規模別分布（農村地域）

（％）

保有形態	5 エーカー未満		5—15		15—50		50エーカー以上 平均規模		
	家計	面積	家計	面積	家計	面積	家計	面積	(エーカー)
所有地耕作	56.94	15.50	29.78	32.28	11.41	37.33	1.41	14.52	7.36
純小作	76.09	33.04	19.06	35.72	4.46	25.53	0.29	5.55	4.28
混合小作	48.08	13.39	36.12	33.84	14.31	39.94	1.46	12.82	9.07
全体	57.03	15.85	29.95	32.71	11.33	37.31	1.33	13.83	7.39

(出所) P. S. Sharma, "A study of the structural and tenurial aspects of rural economy in the light of 1961 census", *IJAE*, Vol. XX, No. 4; Oct./Dec. 1965, p. 60 (Table VI)

第31表 西ベンガルにおける農業経営形態^(a)

（％）

地 区	家族経営		分益小作		雇農経営	
	1940	1961	1940	1961	1940	1961
Burdwan	53.0	43	25.2	25	21.8	32
Dinajpur ^(b)	72.0	61	14.5	28	13.6	11
Jalpaiguri	70.4	21	25.9	46	3.7	33
Maldah	89.3	49	9.6	27	1.2	24
Midnapur	53.0	40	17.1	36	29.9	24
Murshidabad	58.9	55	25.8	30	15.3	15
24 Parganas	51.1	62	22.3	26	26.6	12
Cooch-Behar	—	58	—	31	—	11

(注) (a) 各経営形態のしめる面積比率で表示。(b) 独立後はWest Dinajpur。

(出所) 1940年については Govt. of Bengal, *Report of the Land Revenue Commission, Bengal*, Alipore, 1940, Vol. II, pp.118—119 (Table No.VIII-e)。1961年については S. K. Basu and S. K. Bhattacharyya, *Land reforms in West Bengal; a study on implementation*, p. 46 (Table 4.9)より作成。

第32表 ウッタル・プラデーシュの経営形態別耕地面積の分布

（％）

規 模	ザミーンダーリー廃止前				ザミーンダーリー廃止後			
	家族経営	分益小作	雇農経営	全 体	家族経営	分益小作	雇農経営	全 体
小 規 模 (5エーカー未満)	94.64	3.39	1.97	100.00	89.66	7.76	2.58	100.00
中 規 模 (5—15)	85.10	2.58	12.32	100.00	87.12	1.94	10.94	100.00
大 規 模 (15—40)	74.04	2.20	23.76	100.00	72.26	4.28	23.46	100.00
巨 大 規 模 (40エーカー以上)	3.05	7.80	89.15	100.00	0.00	0.00	100.00	100.00
全 体	71.97	3.35	24.68	100.00	75.37	3.51	21.12	100.00

(出所) Baljit Singh and Shridhar Misra, *A study of land reforms in Uttar Pradesh*, p. 249 (Table No. 31)

第33表 経営規模別の雇用労働者分布 (a) と就業者全体にしめる雇用労働者の比率(b) (農村地域) (%)

州	全 体		1エーカー未満		1.00—2.49		2.50—4.99		5.00—7.49		7.50—9.99	
	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)
ジャンムー・カシミール	100.00	2.91	6.85	2.28	20.48	2.17	27.75	2.43	18.16	3.28	9.90	4.41
パンジャール	100.00	3.61	0.34	0.74	1.75	0.83	2.56	0.87	4.81	1.32	4.56	1.77
ラージャスタン	100.00	4.23	0.54	1.96	4.36	1.84	7.28	2.11	10.43	3.17	7.69	3.89
ウッタル・プラデーシュ	100.00	6.51	2.51	1.45	8.41	2.32	15.40	4.03	15.62	6.73	10.58	8.83
マディヤ・プラデーシュ	100.00	9.57	0.21	0.87	1.66	1.57	4.68	2.78	7.43	4.45	6.42	6.06
ビハール	100.00	23.05	2.51	4.71	9.23	9.97	18.15	17.78	16.38	25.44	9.77	31.87
オリッサ	100.00	11.51	1.51	3.20	9.15	4.26	16.13	7.22	17.10	11.26	9.05	14.67
西ベンガル	100.00	18.25	3.22	5.90	13.13	9.83	21.35	14.75	20.39	21.40	10.31	27.41
アッサム	100.00	3.74	2.47	1.55	8.58	1.75	19.65	2.22	19.50	3.89	12.31	4.91
グジャラート	100.00	2.72	0.33	0.43	1.79	0.45	3.73	1.64	6.59	1.21	5.93	1.78
マハーラーシュトラ	100.00	6.73	0.70	1.38	3.02	1.64	4.60	2.11	5.07	2.67	3.68	3.29
アーンドラ・プラデーシ	100.00	8.19	0.59	0.60	3.41	1.33	6.92	2.98	8.42	5.06	5.77	7.12
マイソール	100.00	16.62	1.24	9.80	10.06	12.61	19.36	15.67	17.15	17.17	9.81	17.65
ケーララ	100.00	27.68	12.32	10.14	25.97	22.65	23.21	37.18	13.71	50.68	6.54	62.32
マドラス	100.00	44.17	3.55	20.20	19.25	33.98	26.75	44.34	18.35	49.91	7.86	54.31
全インド ^(a)	100.00	14.15	2.87	5.77	12.18	9.13	18.69	12.20	15.49	14.42	8.38	15.32

州	10.00—12.49		12.50—14.99		15.00—29.99		30.00—49.99		50エーカー以上		未分類	
	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)
ジャンムー・カシミール	5.47	4.45	7.42	11.89	3.31	4.65	0.29	4.18	0.37	23.27	—	—
パンジャール	8.11	2.33	5.67	3.18	36.36	5.09	21.37	8.70	14.30	14.55	0.17	1.62
ラージャスタン	10.26	4.49	4.39	4.15	25.34	5.71	15.12	6.72	14.23	7.10	0.36	1.74
ウッタル・プラデーシュ	9.28	11.80	6.23	13.78	19.16	19.30	7.42	31.20	5.22	47.56	0.17	2.05
マディヤ・プラデーシュ	8.84	7.98	5.76	9.65	27.93	14.27	17.24	26.45	19.80	48.11	0.03	5.64
ビハール	9.23	37.26	5.53	42.26	18.02	50.49	7.09	63.90	4.06	71.22	0.03	11.05
オリッサ	10.81	19.23	4.57	5.87	19.16	30.23	6.98	43.14	5.36	59.67	0.18	5.41
西ベンガル	11.08	33.60	4.99	37.32	13.86	31.57	1.20	46.09	0.33	42.12	0.14	6.71
アッサム	10.69	7.53	5.86	7.89	14.75	11.36	4.42	20.15	1.42	23.50	0.35	2.27
グジャラート	8.91	2.45	4.96	3.29	32.50	4.36	21.80	6.16	13.22	10.51	0.24	2.24
マハーラーシュトラ	5.61	4.06	3.02	5.94	23.07	7.76	21.79	15.52	29.24	32.40	0.20	3.39
アーンドラ・プラデーシ	8.74	8.80	3.70	10.87	23.83	15.97	16.12	27.95	22.45	49.52	0.05	10.32
マイソール	9.72	16.46	3.83	18.66	15.24	16.45	7.00	19.26	6.59	30.11	—	10.00
ケーララ	5.73	65.67	1.95	68.46	6.52	74.34	3.10	88.65	0.93	84.21	0.02	9.35
マドラス	7.73	54.92	2.68	58.97	9.30	60.68	2.91	68.03	1.58	76.10	0.04	14.04
全インド ^(a)	8.64	16.46	4.18	17.63	15.94	19.42	7.20	24.16	6.35	35.07	0.08	3.61

(注) (a) 北東国境地区, ゴア, ダマン, ディウを除く。

(出所) P. S. Sharma "A study of the structural and tenurial aspects of rural economy in the light of 1961 census", *IJAE*, Vol. XX, No. 4; Oct./Dec. 1965, pp.76—77 (Table XV)

(資料) Govt. of India, *COIHET* (i), (ii), Table B-XII, B-XV.

第34表 農業労働者の状況

	1950—51	1956—57
1. 農業労働者家計		
1) 全農村家計にしめる比率 (%)	30.4	24.5
2) 土地所有の有無 (%)		
i) 土地所有家計	49.9	42.9
ii) 土地なし	50.1	57.1
2. 種類 (%)		
1) 臨時雇農	90.3	73.4
2) 常時雇農	9.7	26.6
3. 就業日(男性のみ)		
1) 臨時雇農		
農業労働	167	167
非農業労働	33	30
自営業	75	40
失業	90	128
2) 常時雇農		
農業労働	315	259
非農業労働	11	22
自営業	20	16
失業	19	68
3) 全体		
農業労働	189	194
非農業労働	29	28
自営業	65	33
失業	82	110
4. 賃金支払い形態 (%)		
1) 現金	56.0	48.7
2) 現物	31.3	40.5
3) 現金・現物	9.8	10.8
5. 家計当たり平均年間収入 (ルピー)		
1) 臨時雇農	442.0	418.0
2) 常時雇農	489.0	492.0
6. 年間収入源泉 (%)		
1) 臨時雇農		
i) 農業労賃	62.9	70.1
ii) 非農業労賃	12.2	8.8
iii) 土地	14.0	7.6
iv) その他	10.9	13.5
2) 常時雇農		
i) 農業労賃	76.7	79.9
ii) 非農業労賃	7.3	6.1
iii) 土地	7.8	5.2
iv) その他	8.2	8.9
3) 全体		
i) 農業労賃	64.2	73.0
ii) 非農業労賃	11.9	8.0
iii) 土地	13.4	6.9

iv) その他	10.5	12.1
7. 負債		
1) 全農業労働者家計にしめる負債家計 (%)		
i) 臨時雇農	43.8	62.6
ii) 常時雇農	51.2	67.6
2) 負債家計当たりの負債額 (ルピー)		
i) 臨時雇農	100.0	137.0
ii) 常時雇農	143.0	141.0

(出所) Govt. of India, Ministry of Labour, *Agricultural Labour Enquiry, 1950—51; report on intensive survey of agricultural labour*, Delhi, 1955; *Agricultural labour in India; report on the Second Agricultural Labour Enquiry*, Delhi, 1960.

第35表 農村におけるカースト階層別ヒンドゥー家族^(a)の職業構成 (1952年) (単位: 100万戸)

職 業	上層カースト	中層カースト	下層カースト	指定カースト	全 体
農 業					
農 業 者 ^(b)	1.09(24.38)	0.93(7.57)	1.69(6.95)	0.18(1.54)	3.80(7.35)
耕 作 者	1.96(43.91)	6.52(53.30)	10.20(41.79)	3.19(27.05)	21.87(41.35)
分 益 小 作 農	0.17(3.91)	0.76(6.18)	1.51(6.17)	1.00(8.50)	3.44(6.50)
農 業 労 働 者	0.05(1.09)	1.46(11.91)	4.11(16.85)	4.27(36.19)	9.89(18.70)
林業, 漁業, 家禽業 ^(c)	0.02(0.62)	0.17(1.39)	0.81(3.31)	0.28(2.38)	1.28(2.42)
農 業 合 計	8.29(73.91)	9.84(80.35)	18.32(75.07)	8.92(75.66)	40.37(76.33)
そ の 他 ^(d)	1.17(26.09)	2.39(19.65)	6.09(24.93)	2.87(24.34)	12.52(23.47)
全 体	4.46(100.00)	12.23(100.00)	24.41(100.00)	11.79(100.00)	52.87(100.00)

(注) (a) 上層カーストは聖紐を用いることのできるカースト, 中層は上層カーストから飲水をもらうことのできるカースト, 下層はその他の指定カースト以外のもの。したがって, 北インドでは上層・中層の区分は明確でない。(b)主として雇用労働による経営を行なっている農民。(c)樵夫, プランテーション労働者なども含む。(d)農村地域の行政, 専門職, 製造業, 輸送, 商業, 建設業など。

(出所) Govt. of India, *NSS, 4th round, No. 14: Report on some characteristics of the economically active population*, Delhi, 1954, pp. 28—29 (Table 1)